

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【10】」
2. 日時：令和5年10月2日（月）13時32分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
齋藤火災対策室長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他9名（うち3名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種別及び配置の変更）】
 - ・資料2 東海第二発電所設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準改正に伴う火災感知の種別及び配置の変更）第1185回審査会合（2023年9月19日）における指摘事項への回答
 - ・資料3 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改9）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから日本原電の東海第2発電所の火災感知器バックフィットに係る施工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それでは、まず、
0:00:18	本園から提出してもらってる資料について、
0:00:24	ちょっと確認する前に、前全体的にちょっと関係する部分CAQ先に確認を進めさせてもらって、そのあとにそちらから前回の審査会以降、
0:00:35	を踏まえた資料充実した部分をちょっとご説明いただいて、その部分に対して、その事実確認を最後に、
0:00:41	という流れでちょっと進めていければと思います。
0:00:45	早速ですけどちょっと規制庁側の事実確認から、進めていきたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:51	衛藤規制庁の伊藤です。それでは私の方からまず、条文整理の方ですね、ちょっとこれまでのヒアリングで多面的にしかやってなかったところですけども、質問したいと思います。
0:01:08	まず、
0:01:11	54条については、もう説明をしてもらいますかね等確認事項整理表だと104番だと思うんですけども、
0:01:22	ここは回答の説明をもらった方がいい、いいですか。
0:01:29	県連の三つです。資料1の、
0:01:32	確認事項整理表の方の回答の方で、説明を
0:01:41	14条2項の解釈の安全設備のほか、
0:01:45	重要度分類にも適用されることに基づいて、MSさんに定義されている。
0:01:51	消火設備の関連系として火災感知設備を位置付けておりまして、その位置付けに基づいて十四条を、
0:01:59	適用条文として、今回、
0:02:07	アノさん。
0:02:12	はい副社長井藤です。すいませんちょっとこの消火設備の間関連系という言葉ってついてるんですけど関連系っていうのどういう意味で使ってるんですか。
0:02:23	関連系っていうのは何ですか。
0:02:35	限定ヒロキでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	まず関連系ですけども、この言葉自体は重要度分類、
0:02:42	から引用させていただいております、10、要は直接系、
0:02:48	ストアごめんなさい、すいません間接系から、要は関連系というように引用させていただいております、その関連って言う申しますのは、
0:02:58	消火設備自体でも、起動用の感知器、
0:03:03	要は消火設備を起動させるための感知器がございます。
0:03:07	それと感知の感知というものが、同等である、同じものであるというところから、
0:03:14	今回の情報につきましては、エムエススリー消火設備設備のエフエススリーということで、
0:03:20	それにその感知器と同等の性能を有するものなので、関連設備関連機器というようなそういうような
0:03:28	イメージって言うか要は意味合いで、その言葉を引用しているというふうにしており、
0:03:38	セットです。そうですね、同等の性能有するというのは
0:03:44	今回の火災バックピットの火災感知器って言う、
0:03:49	ものと、書架、
0:03:52	防火設備の感知器って言うのが、同等って意味なんですけど何か兼用してるとかではなくて、
0:03:59	下のヒロキでございますはございません。一部兼用してございます。同じ
0:04:13	今の消火設備用の感知器を、
0:04:21	一部感知の今回のバックフィットの感知の感知につきましては、兼用はないんですけども、消火設備のを起動させるための感知器を、
0:04:33	一部兼用してるところもございまして、そういったところから、ワークフィットではないんですけども、それと同じものというところから、
0:04:45	私どもは関連というようなそういう言葉を引用してるところでございます
0:04:52	ます。ちょっと今の補足させていただきますと、補足くう資料の右下の169ページの方に、
0:05:02	本
0:05:04	技術によって、
0:05:09	人数になるとですねそのハロゲン
0:05:11	貨物自動消火設備を起動させる。
0:05:14	冠つきの
0:05:15	数としまして、熱感知器、煙、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	そうすると、
0:05:20	機器につきましても、
0:05:24	感知用の感知として設置するものについて、
0:05:28	消火設備を起動
0:05:31	金融させるという
0:05:37	既設イトウです今の 169 ページ、煙リード熱が、6 個並んでますけど、そのうち、
0:05:47	兼用すると言っているのが、右側二つの煙。
0:05:53	という理解でよろしいですか。
0:05:57	出野ニイツです。兼用するのはですね、左側の白抜きというか
0:06:02	出ている熱の、
0:06:09	はい。土岐先生とSaaS熱の二つですか。そうですね今 6 個並んでるチー火災今回の火災バックフィットの対象となっているのはどれですか。
0:06:23	元の三つです。衛藤。
0:06:26	六つのうち左側の
0:06:28	煙熱煙熱で並んでるよ。
0:06:36	はい。左側の四つが今回の火災はピットの対象、そのうち、熱、
0:06:44	二つ。
0:06:46	の熱が、
0:06:49	これが消火設備と兼用してる。
0:06:53	なので、
0:06:57	前、技術基準規則 14 条、
0:07:00	2 項の対策で、
0:07:04	適用範囲に入っているので、
0:07:07	今回の火災バックフィットの
0:07:10	適用条文にもなるというそういうことですか。
0:07:22	現在ヒロキでございます。今のおっしゃられる通り、
0:07:26	はい。
0:07:27	大体枠組みはわかりました。
0:07:32	で、土地、
0:07:34	ちなみに例えばでいいんですけど、
0:07:38	この 169 ページのズーみたいなやつ、実際の区域区画だと、例えばこの、これが兼用のなんですよっていうのが、今説明できるところとかありますか。
0:08:40	玄広木でございます。今のお手元の資料でいきますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:45	通しページの 530
0:08:49	533 ページ。
0:08:51	ですと、わかりやすいかなと思います。
0:08:54	左側の
0:08:56	ケーブル処理室、
0:08:59	にあります 533 ページ。
0:09:03	はい。
0:09:04	左側のケーブル処理室、ここが全域小カーのエリアになっておりまして、
0:09:09	寝付けむが
0:09:15	判例凡例のところでも熱と煙で示してございます。
0:09:19	こちらがバックフィットで追加している部分と、それから消火設備を起動させるための感知器が羅列され、
0:09:30	設置されるエリアになります。
0:09:39	申し訳ございませんが今の図、呉の中で今回バックフィットで追加するものがこれだっというところをですね今現時点で当社ございませんお示しできる。
0:09:50	材料を持っておりませんので、
0:09:53	ただこういった全域の消火エリアが、今新津から説明ありました 169 ページ、このですね、この絵が、
0:10:03	まさにこの箱はコガケーブル処理室。
0:10:06	というようにイメージしていただければ、この説明資料とかするのかなと思います
0:10:14	それでは、それではなくて、
0:10:17	こちらの話が 160、169 ページの、
0:10:22	バックフィットの四つと、それから消火用の二つということで六つですね、このイメージがすべてこのケーブル処理室の中に今、入ってございます
0:10:33	それを、は、
0:10:39	すみません、申し訳ございません訂正させていただきます。今回のバックフィットの資料になってございますので、こちらの
0:10:47	今 169 ページは六つ書いてありますけども、四つですね、申し訳ありません兼務二つの熱二つのこのイメージが、この今KBCの中にプロットアウトされております。
0:11:02	わかります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:05	ケーブル層理数今見ている図の、
0:11:09	ネッツ。
0:11:12	熱感。
0:11:13	経営。
0:11:15	幾つかありますけど、これ全部がそう筈と兼用なんですか。
0:11:21	一部だけ。
0:11:25	元のイセです。全部ではなくて、一部、
0:11:30	平均をしてる感知器がある。
0:11:56	ちょっとどの感知器が、起業してるかっていうのはこの図では
0:12:01	お示しできていない。
0:12:05	コウノ。
0:12:06	514 ページ。
0:12:09	一番下のR-2-8 っていう
0:12:13	ところで今、
0:12:15	横谷
0:12:17	千野。
0:12:18	直している。
0:12:21	こちらの方の、
0:12:29	障防法節数っていうのが、この面積に応じて必要な感知器の個数、
0:12:46	等、
0:12:47	①番、1、1 の感知区域。
0:12:50	ところで出た。
0:12:52	消防法の設置数としては、一つあれば、
0:12:57	こちら二つ設置することになっていて、
0:13:01	この
0:13:02	一つは、
0:13:04	専用の感知器と、
0:13:08	はい。
0:13:09	記載しています。
0:13:12	ネット図の方でいくと、
0:13:15	133 ページの①、
0:13:22	二つ熱感知器がプロットされているうちの 하나가、消火の兼用と。
0:13:28	なっている。
0:13:34	はい。ありがとうございます。とはいえ、このケーブル処理室という、
0:13:39	1 個だけってことは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	兼用してるやつっていうの、
0:13:45	それであればそう思ってるんですけど、
0:14:00	原燃の伊勢です。
0:14:03	これだけではない。
0:14:04	と、ちょっと今、
0:14:07	判断できないので、
0:14:08	ちょっとまた確認して回答します。
0:14:12	セイトウです。わかりました。すみません個数が何個あるか。
0:14:17	フォローは、それはそれとして、
0:14:22	何ていうんすか見た目上何か変わるんですかね兼用、宗覧と兼用する間付と普通の感知器とで、
0:14:29	何か感知する。
0:14:34	はい。
0:14:34	性能が違ったりする。
0:14:36	元のイセです。ものとしては同じものを使っているので、
0:14:41	性能は同じです。
0:14:43	あ、わかりましたってことを兼用するのがある。
0:14:48	としても、消防法施行規則を満たすように置かれているっていうそういう理解でよろしいですか。
0:14:58	です。
0:15:01	はい。規制庁伊東です。わかります。
0:15:14	規制庁西内です。ちょっと1個だけ前提を確認したいんですけど。
0:15:20	結局障防法、今回の感知器バクフィットって障防法の設置方法を満足するようになっていう要求がかかっているんで、それに対して感知器が届いてるかって話ですよ。で、
0:15:30	さっきの196ページ、169ページのところで説明いただいているように
0:15:36	自動消火設備の起動用の感知器っていうものも、設置、
0:15:41	面積的などところに期待しているわけですよ。で、
0:15:45	徹底理解でいいんですよ。要は、
0:15:48	自動消火設備の起動用の感知器がないと、その区画に関しては、消防法施行規則通り感知器が設置されていないっていうふうになっちゃうっていうそういうこといい。
0:15:58	違うんですか。
0:16:01	伊勢です。
0:16:02	示している感じと装荷のうち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:06	感知の2種類の感知器、煙と熱基本的
0:16:12	こちらだけでも、
0:16:14	感知側は完結しているイメージです。消化の兼用にしている部分は、
0:16:20	なくても、感知部分は、障防法満足しているっていう考えで、
0:16:26	感知側でいうと、オオバについてイメージです。
0:16:32	規制庁ニシウチですやっぱ、何かあれですねさっき李須藤の方で、数聞いたときにその障防法、自動消火設備用の感知器が何か入ってないような、
0:16:43	印象を受けた、入ってないっていうか何か、その消防法設置戸数のカウントに何か含まれていないような感覚を受けたのでちょっとよくん儘田ちゃったんですけど。
0:16:51	結局なくてもいいってことですから、感知の断面においては、
0:16:56	元のイセです。なくてもよくて、
0:17:00	例えばさ、先ほどの①の感知区域のエリアだと。
0:17:08	障防法の
0:17:09	消火の起動ロジックを組むのに熱感知器が足りなくて、その感知側に追加している。
0:17:19	そのエリアに対して、
0:17:24	この
0:17:27	呉呉の
0:17:29	起動の、
0:17:31	ロジックを組むのに、
0:17:34	無理やり追加しているような、
0:17:38	実際にはそれは、
0:17:41	長制御室の、
0:17:43	自火報盤に入っているんで、
0:17:45	感知側に入っているっていう感じ。
0:17:50	藤。
0:17:52	ちょっと確認をしたいのは例えば本来の時に私直接審査してないのでちょっと自分でもう1回確認しますが、ちょっと明確にしておきたいのは、
0:18:02	いわゆる消火設備用の感知器って、
0:18:07	それで要は消火設備、さっき関連系っていうワードもあったと思うんですけどね、要はそれって消火設備の関連系ですね感じて、
0:18:15	消火設備が自動で消火、起動するための感知器ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	だから消火設備の内数っていうふうに私理解をしていて、わざわざ僕は最初聞いて思ったのは、
0:18:27	もともと消火設備の内数。
0:18:30	消火設備の一部をなすものであって、
0:18:34	今回感知器バックフィットでいわゆる網羅性、消防法施行規則に基づく、これからの範囲に1個置かなきゃいけないよという網羅性が求められた、それを達成するために、
0:18:44	消火設備の一部を兼用したいっていうそういう説明なのかなって思ったんですけど、少なくとも何か今の説明を聞いて、そうじゃないってことですか。
0:18:55	ちょっと認識は。
0:18:57	違いそうな理解をしたんですけど。
0:19:16	先ほどの①の区域でいうと、金融をしている
0:19:22	と、1個の感知器についてはなくなっても、感知、感知側では問題なくて、0203とか、
0:19:30	そちらの方は障防法の設置数的にも、二つ。
0:19:34	熱感知器が必要で、そちらで兼用しているものはなくなる等、感知側も、
0:19:42	賞を受ける、網羅性としては、ナカ障防法的に、
0:19:46	数、数が足りなくなるっていうそういう認識です。
0:19:50	規制庁西内ですなので、すべてがすべて多分同じような生活ではなくて、今ご説明いただいたように期待しなきゃいけないものもあるし、期待しなくてもいいものもある。
0:20:02	という状況だと理解をしましたと。
0:20:05	そういう意味で、
0:20:07	まず、そこを下に行く前にちょっと前提として確認したいのがさっき僕が言った、
0:20:13	その消火設備の起動用の感知器っていう消火設備の一部、
0:20:18	ではないんですか。それはもう感知器としても要は火災感知設備、
0:20:24	としても、日本原燃として新基準本体やったときからそう扱っていったっていう前提なんですよ。
0:20:31	いやちょっとそこが位置付けがよく私わわからなくて、
0:20:34	いや、今回わざわざ兼用っていう言い方をしてるので、だから、兼用という言い方は、要は消火設備の感じを、感知設火災感知設備としても兼用するよっていう言い方だと僕は理解してたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	ちょっとその前提が何か若干違いそうだなと思ったのでちょっと確認をさせてもらっているってことです。
0:20:52	さっきの話だと、そもそもだから全部まず兼用しかけていって、
0:20:57	すべての消火設備用の感知器をすべてまず火災感知設備で兼用かけている状態っていうスタートがそのスタートから始まって話なんですたっけ。
0:21:10	ちょっとそこら辺の整理がよくわからなくて、
0:21:12	僕の頭ん中だと、バックフィット前は、別にすべてを権をかけているわけではなくて、単純に消火設備の内数として設置しているよってだけ、火災感知設備として別に設置してるわけじゃない。
0:21:25	ということだと理解してたんですけど。
0:21:28	違うんであればそれでいいです。違うんであれば、別に今回改めて兼用かけるとかそういう話じゃないってことですよね。
0:21:35	今回改めて兼用かけるとかそういう話じゃなくてっていう、
0:22:14	規制庁ニシウチですけどそういう意味でちょっと自分が確認したいところは要は、今回の申請で、いわゆる火災感知設備として初めて期待をするような位置付けになるのかどうかっていうところがよくわからなくて、
0:22:28	要は今回感知器バックフィットを達成するために、
0:22:33	火災感知設備火災消火設備っていう基本設計法センターを分けて書いてると思うんですけど、
0:22:37	その消火設備の中の感知器っていうものを、火災感知設備として今回期待しなきゃいけないんだっていうような、
0:22:45	整理なのか、ミヤモトから期待すべて期待していって、
0:22:49	っていう前提なのか、スタートがよくわからない。
0:22:52	くてっていうところですね。
0:23:07	少なくともさっきの何か回答を聞いている限りその創価設備用の感知器も全部放置版に配布さ方シバに入る。
0:23:15	っていうところ踏まえてもその火災感知設備として設計してるのかなあとは思うんですよね。
0:23:20	自然現象とか耐震性とかいろいろ火災感知設備に要求かかりますけど、
0:23:25	そういうことであれば、ちょっと自分の認識が多分スタートがちょっとずれていたのっていうのをちょっとそこを明確にしたかったぐらいなのでちょっと今聞いた感じだと、多分元からすべて兼用かかっている、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	間接消火設備の起動用の感知器も火災感知設備として兼用かかっている、
0:23:41	今回改めて火災バックフィットでその感知設備が、
0:23:44	消防法施行規則でちゃんとついているかというのを確認してるんだ。
0:23:48	だから、いわゆる、
0:23:50	もとから兼用している。
0:23:52	元から兼用しているすべてのその自動消火設備の感知器っていうものも含めて今回説明されてるんだ。
0:23:59	ということでもいいんですよ。
0:24:46	現在ヒロキでございます。今西井さんのおっしゃってるのは、2018年購入を取ったときの考え方でいきますと、後者のここ、
0:24:59	これすべて
0:25:03	専用、
0:25:05	変容しているものとなってまして、今回改めて23条、
0:25:10	の変更が入ったところで追加で足りないところに、感知器をつけていくっていう、そういうような流れになってる。
0:25:20	規制庁西内ですわかりますかそういう意味で言うと、
0:25:23	結果して過剰になってる部分もあるっちゃうことですよね。いわゆるルー自動消火設備用の感知器が、障防法を満足するかどうかっていう観点だけじゃなくていわゆる起動ロジック組めるか組めないかっていう観点でも設置してたりするので結果的に過剰になってるような区域区画の中にはあるよ。
0:25:42	という、
0:25:43	結果的にってそういうことなんですね。
0:25:46	わかりましたと言いましたで、その上でちょっと改めて確認なんですけど、今もらっているこの図面たち、さっき例で533ページの図面を
0:25:54	書いていて、その前に
0:26:01	この500徳田ね。
0:26:03	529ページより前のページで表リストカーされてるものがありますけど、
0:26:08	ここでそのリスト化されてるものと図面上には、
0:26:14	いわゆる今話をしている自動消火設備用の起動用の感知器で、
0:26:20	火災感知設備としても、兼用しているものはすべて載っているっていう前提で思っただけです。
0:26:30	原電の伊勢です。金融をしているものはすべて載っている。
0:26:36	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:39	169 ページの自動消火設備用専用の煙感知器は、この一覧表にも、図面の方にも載っていません。
0:26:52	専用としているもの。
0:26:54	今専用っていうのは自動消火設備専用兼用書けてない。
0:27:00	はい。ただやっぱり経営をかけてないものがあるんですね、エミを掛けてないものがあります。
0:27:06	で、その保険をかけるかかけないかの整理はもう新基準のところ時から変わって、
0:27:12	っていうことなんですよ、今回変えたわけじゃないというその整理を、はい。
0:27:16	今回変えたわけではなく、はい。
0:27:18	だから、兼用しているものもあれば兼用していないものもあるというのを新基準工場のとくに
0:27:26	整理をされていって、
0:27:28	今回その整理は変わらない。
0:27:31	県をかけているものも含めて、
0:27:33	あとは感知設備単独のものも含めて今回消防法施行規則、感知器バックフィット満足するかを確認している。
0:27:41	現在イセですその通りです。
0:27:43	わかりました。
0:27:45	ですけどこれはその新基準工事の時に、
0:27:49	その件をかけるかけないみたいな話を整理した資料とかって何かあるんですね審査しろとか、
0:27:54	もしあればちょっと出しといていただければ嬉しいなというところでした。
0:27:58	あれば結構ですよ。
0:28:02	逆に何かなかったときに、自動消火設備用の感知器の中で、いわゆる兼用してないもの、もしくは兼用してるもの、多分どっちかを示せば、残りは兼用してませんのこれは兼用してますって説明あると思うんですけど。
0:28:16	少ない方、例えばどっちか少ない方だけ示せるんだったらそれだけ示してもらおうとかしていただければ、何か範囲として明確になるかなとは思ってます。
0:28:25	ちょっとお手間かもしれないですけど数がどれくらいあるかがちょっと私も把握できなくて、例えばですけどこの図面とか表上で、これは自動消

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	火設備の起動用の感知器と兼用とかっていうのを何か判例以降追加してもらって、明確にしておくとか、
0:28:38	してもらえば、メーカーかなって気はしますけど、まずはちょっとその新基準当時に何か整理した資料があるんだったらそれあるものだけ出していただければ結構ですし、
0:28:46	なさそうであればちょっと対象は何か明確にしておいていただければ、
0:28:49	いいかなと思って。
0:28:51	というところですかね。
0:29:00	広木でございます承知しました。
0:29:09	現在、
0:29:26	なのでどっちかっていう、まず、範囲を明確にしたいっていうのがまだあって、
0:29:32	なので基本的にはイエスなんですけど、ただ、それがかなりの数あって、
0:29:37	ということであれば、逆に兼用していない自動消火設備用の感知器は、
0:29:43	ここの区画のこれですっていう説明をどっかに加えてもらえれば、それ以外は、逆に言うと、設置しているやつはすべて機能してるってことですよ。
0:29:52	てなるので、だからどっちを少ない方で示してもらえればそれでいいかな。
0:29:57	作業量少ない方で別に結構ですっていうぐらいですかね。
0:30:05	逆に、自動消火設備の設置場所は
0:30:09	図面上で多分新基準工事の時も示してもらってますよね。だから逆に、
0:30:15	少ない方を示したときに、兼用していない感知消火設備の感知器これですっていう示し方をしてもらったときに、そういう資料と照らし合わせばこちら側でも把握はできるって思ってますけど。
0:30:25	という前提で今お話をしているっていう。
0:30:39	現在ヒロキでございます。
0:30:43	2018年でいただいた所いただいた資料の中で感知器自体でそのもの自体が消火用なのか、江藤館長なのかという、
0:30:54	そういう資料構成にはもしかしたらしてないかなと思っております。
0:30:59	自動消火設備の配置場所はなかったでしたっけ。
0:31:05	ありますよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	はい。で、多分自動消火設備のいわゆる起動用の感知器がこれかっていうところまではないかもしれないですけど、ただ、どこの各区域にどの自動消火設備が置かれていてっていう話は、
0:31:18	多分どっかしらねただ少なくとも申請書上でもある程度明確になってるかなと思っていて、逆になので、
0:31:24	この区域区画のやつは兼用してるんだなっていう情報は我々も取れるので、その程度で十分かなと思っているとそれからの話です。権利ヒロキでございます。それでしたらばお店、ご提示できると思います。
0:31:37	逆にその設置方法でもし懸念があればちょっと追加でその部分について具体的な設置方法を示してくださいっていう確認をさせていただき、
0:31:43	ていうくらいかなとは思いますがどっちかっていうとだからその兼用してる範囲を何か、
0:31:47	すべて兼用しているのか、一部なのか、一部だったら何かそこは例えば、どこが気にしてないのかとかそこら辺の範囲を明確にして、どっちかという範囲を確認したいっていうのがちょっと私の趣旨です。
0:32:02	元ヒロキでございました。
0:32:11	衛藤規制庁イトウですよろしければ、続けます。
0:32:18	規制庁西内です。ちょっと自動消火設備関係でもう1個だけなんですけど、
0:32:24	ちょっとその日本原燃でそういう置き方しているかどうかだけの確認なんですけど、場合によってはその天井に感知器つけなくて、ポンプの周りの局長消火みたいところで、いわゆる高さみたいなものを
0:32:37	作っちゃって、そこに何か感知器を設置してる場合も何かあるように、
0:32:41	あったかなかったかって記憶をされていて、
0:32:43	基本的にはもう、日本原燃の場合の、いわゆる、
0:32:47	自動消火設備の起動用として期待している感知器も、消防法施行規則に基づく設置方法、例えば天井とかにされているっていう理解でいい。
0:32:57	杉。
0:33:02	要は感知器バックフィットとして今回期待しているアカセ火災感知設備として設計しているっていうことは、
0:33:09	消防法施行規則に基づく設置方法を全部しているっていう理解でいいんですよという確認。
0:33:18	元ヒロキヒロキでございます。はい。そのご理解で、
0:33:22	はい。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:28	はい規制庁イトウですそれでは、もう少し条文整理のところを確認したいと。
0:33:39	一言でちょっと、
0:33:42	頭、バツがそれぞれ考え方を確認したいってこと。
0:33:47	藤。
0:33:49	例えば今、十四条については、三角、D、
0:33:55	15条については0になってます。
0:33:59	で、
0:34:03	企業条文では、
0:34:05	ありますという、
0:34:14	適合性を確認する必要があって、
0:34:19	先週、
0:34:20	適合性に影響がないっていう
0:34:23	のは同じなんですか。
0:34:26	なんで三角と丸で分かれてるのかなっていうところ。
0:34:30	考え方を教えて。
0:34:41	これまでも、トウニの日、
0:34:45	専任では同じような、
0:34:47	整理をされてきたのだと思うので、何かしら考え方はあると思ってお尋ねしてます。
0:34:59	現在ヒロキでございます。まず0アノ三角×につきましては
0:35:05	今の資料3の2ページに凡例がございまして、これも前回ご説明差し上げたと思いますけども、
0:35:14	適用条文であり今回の申請で適合性を確認する必要がある条文ということで、もう端的に、
0:35:21	必要だとなるものが丸で条文適合条文であるが、適用性がすでにすでに適合性が確認されている。
0:35:30	または、工事計画に関わる内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文については、3角というような凡例で整理をさせていただきます。
0:35:41	今回
0:35:43	先ほど申し上げた十四条に関しましては消火設備の間ちいと感知の感知で、同じものというところから、感知の感知バックフィットにつきましては、
0:35:55	こういう三角の中の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:59	工事計画の内容に影響はまず、影響受けないということが明確に同じものなのでわかるというところ。
0:36:07	そういったところから三角形、三角というように判断をしているもの。
0:36:12	一方 15 条になりますけども、15 分、15 条につきましては設計基準対象施設の機能に影響がないことということで、今回ここに記載しております、真ん中の確認の結果からですけども、
0:36:28	当該感知設備感知器の配置と変更による保守になりますけども、
0:36:34	既存の 2018 年で認可を処分を受けたものに対するものと、今回バックフィットで取り付けるものは同じものであるってということと、それから同じようなエリアのところに取り付けられる。
0:36:46	いうところから、今回その保守性に関しては、その既存のものと同じ扱いになる、なるものという整理の中で、
0:36:56	適用されているものと、いうように判断をしております。0 というようなところで課題には、整理をしたと。
0:37:20	排気設備等です。すいませんちょっと私の理解が、
0:37:24	追いついてなくて、0、
0:37:28	14 条の方ワー
0:37:34	明確に確認できると書いてあって、それは多分、
0:37:39	15 条は明確には確認できないっていうことになってると思うんですけど、何か、
0:37:45	ただどっちも既工事計画の設計方針から変更はないっていうところで、
0:37:51	何が違うのかなっていうのが、ごめんなさいちょっともう一度説明してもらったんですけど。
0:37:56	申し訳ございません。
0:37:59	まず、
0:38:08	まず申し訳ない。十四条につきましては、まず一つは感知設備につきましては、要求上、要求、
0:38:18	と、
0:38:21	重要度分類の中で、まず要求がないものになっております。そうすると、適用条文がないことになってしまいうんですけども、
0:38:31	今回の十四条のこの安全設備の中で、デービー設備設計基準事象設備に対しまして、消火設備がMS3 ということで、
0:38:42	今、要求がある、先ほど申し上げました消火設備の中には、起動させるための感知器がある。
0:38:50	その感知器と、感知器を兼用する、感知の感知が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:57	あるというところから、まず適用条文に関連するだろうというところで、まず一つは 10 条は適用条文としてエントリーをしております。
0:39:10	ですけれども、そこに感知の間、感知器というもうフレーズがないので、そこは関連系として要は、直接、直接、
0:39:23	その関連条文としてヒットさせるというようなところの扱いにはせずに、
0:39:27	消火設備のMSDと同等ということで、紐づけ紐づけているというところから三角というように我々は、整理をしているものになってございます。
0:39:38	一方 15 条に関しましては、
0:39:41	この同等を同じいいものを、になるんですけれども、今度保守性の観点というところで行ったときに、
0:39:50	こちらも
0:39:52	具体的には、
0:39:55	14 条と、
0:39:57	同じような考え方では整理はしているんですけれども、具体的に隣にある感知器となり、消火の感知と、それからその横にいる、例えば天井でその横にいる、
0:40:10	漢字の感知っていうものが、同じところに取りついていて、その保守性、保守性についてはどうだという観点から見ると、
0:40:17	要は、
0:40:18	同じ。
0:40:19	同じ扱いというところから、今回のバックフィットでも、今回は、
0:40:24	ここにいる保守という断面でいったときに、②イすべきではないかという、そういう判断をしております。
0:40:33	また共用というものがございまして、共用に関しても、作業、固体廃棄物作業建屋になりますけれども、
0:40:43	そういったところに置かれて設置されている感知器についても、同じ扱いというところから、
0:40:50	というように判断をしているというものになっております。
0:40:55	今回の整理はそういうような整理をしているというところになっており、
0:41:26	排気設備等です。すいませんなんか今の説明を聞いて、
0:41:31	14 条の方は、
0:41:34	何か
0:41:38	解釈の方で、重要度分類指針。
0:41:43	紐づいていてそこで消火設備があって、
0:41:48	消火設備と兼用している関西。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	木があるから、
0:41:55	適用条文、
0:41:57	なる。
0:42:01	ただ中へと。
0:42:04	その程度であるから三角であるっていうふうに聞こえたんですけど、そういうことだと。
0:42:11	逆である理由ももう一度お願いします。
0:42:14	はい。今の伊東さんのおっしゃられた通りで、今回の判断は、あくまでも安全施設の中で要求しているものが重要度分類の
0:42:25	12で2条に引っかかっているところで6項の中でそれ以外のところということで、条文に書かれております。そのその他というところが、エムエススリーの中の消火設備というところが、
0:42:39	提供されて、要求されておりますので、それに関連づけた感知器というようなところで、今回は、関連してるものという扱いなので、
0:42:49	三角というように判断をしました。
0:42:52	一方15条につきましては、設計事象になり、なりますので、DB設備というところから、我々判断しますと、
0:43:03	あそこに要求上、要求がありませんので、これは火災防護設備としては、感知器もDB設備であるというところから、2018年認証を受けた感知器と今回
0:43:18	のに記載されている保守性と、共用というような条文の整理になっております、
0:43:25	その応訴その観点から、15条はそのままヒットさせて、0というように考えました。
0:43:32	これが十四条と15条のさ。
0:43:35	いうことで整理しているところでございます。
0:43:58	元の三つですちょっと今のヒロキの説明に補足を、
0:44:04	等に関しましては新しく官付を配置を変える
0:44:16	1本14条のところに、
0:44:19	江藤
0:44:21	鶴
0:44:25	本人、
0:44:32	ウノで
0:44:34	改めて確認をしなくても
0:44:46	磯イトウです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:04	衛藤他のところもですねバックフィットに
0:45:11	体調を変更しているのみでだけであるので環境条件、
0:47:42	衛藤規制庁イトウです先ほど環境条件とおっしゃったのは、十四条の条文で環境条件という言葉が出てきているから、
0:47:54	変わらないっていうのは、
0:47:57	変わらないので適合性、
0:48:02	については明確に確認できると、だから三角であるとそういうことです。
0:48:10	元の三つで、
0:48:14	こちらは今、
0:48:19	4 ページの 5 ページ
0:48:21	ホデ。
0:48:36	内容。
0:48:38	入れており
0:48:51	はい。こちらでですねもともとの環境条件として、
0:48:58	今
0:48:59	もともと基本にはこういうことを、
0:49:03	こちらに影響がないことを確認し
0:49:14	こちらで、
0:49:22	まとめとして、179 ページ
0:49:39	というのを、
0:49:40	のページ
0:49:41	を記載しまして、
0:49:42	その後ろに、180 ページ、
0:49:49	この部分、
0:49:50	のところ、
0:49:53	この中では、
0:49:56	環境
0:49:59	183 ページ以降ですね。
0:50:06	なんで衛藤圧力だったり、
0:50:09	温度や放射線等、こういうことを想定しますという記載。
0:50:17	月、
0:50:18	そうじゃない変更。
0:50:22	その上でそのような場所にはもともとその機構に、
0:50:34	設計内容に変更がない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:48	はい。規制庁井藤です。ちょっと補足説明資料見てるとますます 14 条と 15 条の違いがわかりづらくなっちゃうんですけど、要するに、14、
0:50:59	15 条の方は、新しく感知器を設置しますと、その一つ一つについて保守点検とか、あと何でしょう。
0:51:10	今日は、
0:51:11	っていうあたりを、
0:51:14	見ますよと、見る必要がありますよというところが関係して丸常務になってるってイメージでよろしいんですか。
0:51:41	規制庁伊藤です。わかりました。
0:51:53	規制庁西内ですけど、ちょっとまだ前提から確認したいんですけど、
0:51:59	10 条の 2 項の環境条件っていうもの、
0:52:06	2、
0:52:07	対して、わあ、まず感知設火災感知設備、
0:52:12	すべてが対象だって思ってるんですけど。
0:52:16	それともさっきからの安全機能の話をしてますけど、いわゆる消火設備の中の一つである自動消火設備の間接管関節なんか直接何かちょっと置いてる関連系の感知器、
0:52:29	だけが 10 条の対象とと思っているのか。
0:52:31	それともその消火設備に紐づいてないタダノ鑑識も十四条の対象だと思っているのか、どっちでしたっけ。
0:52:48	現在、
0:52:50	オールすべて、
0:52:54	藤規制庁ニシウチです。すべてって思ってるのは何でしたっけっていうところがまずあって、
0:53:00	重要度の分類安全重要度分類の指針って、消火設備、
0:53:05	ていうものがMSさんとして入ってますよね。
0:53:09	感知器がすべて小消火設備の、
0:53:14	機能を果たすために、感知器がないと駄目なんでしたっけ。
0:53:18	いや自動消火設備っていう、自動消火設備の機能としては、感知器がさっき言ったように消火設備の一部であるっていうことは何か理解できるんですけど、そうじゃない感知器たちすべてがそうなんでしたっけっていうところで、
0:53:30	先行のP電力のときには、そこは違いますっていう話で一応共通理解を得るつもりです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:37	というところで、そこがちょっと入口がまず確認をしたいというのが一つです。
0:53:42	で、その上ですよ。その上で、15条は、追加で今回設置する火災感知器があります。その保守性を確認する必要があります当然だと思いますと。
0:53:53	で、その上で、十四条、新しく追加する感知器が今の対象の話はちょっと置いといてですね、それを一つ前提としてあって、どっちにしても、対象となる感知器が、
0:54:04	14条側でもつけます。
0:54:07	その感知器が、環境条件ちゃんとありますかっていう確認はしますよね。
0:54:13	だから、そういう意味で、15条の保守性の確認と、何が違うんだっていうのがよくわからない。
0:54:23	元ヒロキでございます。
0:54:24	と、まず、
0:54:26	先ほど先行先行さんとの、その違いというところで、西井さんがおっしゃられた、
0:54:35	ましたけども、現元で私どもは、おそらく入口がちょっと違ってたと。
0:54:42	そもそもがまず申し上げてる通り、感知設備についてはその安全施設安全設備の中に入っていないっていうのがまず大前提にあるんですけども、
0:54:54	は、十四条。
0:54:56	の、
0:54:57	重要度分類の中には感知器というものが入ってくる
0:55:02	はい。
0:55:03	その入ってこないんですけども、消火用に、その感知器がついてますそれと同じものが、感知の幹事として2018年にもついています。
0:55:16	それと同じものがバックフィットでつけられる。
0:55:20	んですけどもその間間、
0:55:23	今回は、
0:55:28	設備については同じものという。
0:55:31	ところから、今回のこのバックフィットの条文整理の中で、
0:55:39	ゆ、
0:55:52	今まで説明してきた通りなんですけども、
0:55:56	そのままそのまま直接、要はヒットという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:04	ものではないという判断をしている。
0:56:07	なのでそのP3、
0:56:09	とはちょっと違う
0:56:14	等、
0:56:17	けど、
0:56:18	あれまずごめんなさい一番最初におっしゃった感知器。
0:56:22	は、
0:56:23	安全重要度分類指針に基づいてその重要度分類されてるっていうふう に許可でも書かれてると思うんですけども、
0:56:31	安全機能は持ってないっていうお考えなんですたっけ。
0:56:34	そうすれば、いわゆる消火設備の起動用の感知器も含めて、
0:56:42	すべからく持ってないっていう理解、最初にちょっと冒頭そういう発言を されたっていうふうに関心してそこから1個確認したいんですけどそれ は言い間違いじゃなくてそういう理解でよかったですたっけ。それはそ れで一つの考えだと思っていて、
0:56:53	いや結局重要度分類審査指針を踏まえて、原燃としてどういうふうに関 計してるんだってそれだけの話なので、
0:57:00	要は、
0:57:01	重要度分類指針の通り、
0:57:04	というか重要度分類指針もあくまで指針なので、
0:57:07	あれに基づいて、原燃としてどういう設計をしているかっていうそれだけ の違いだと思っていて、そこでP電力と違いがあるってのは別にそれは 何て言うんですか。変な話じゃないと思うんですよ、P電力とかむしろ 電力ごとに差があってもおかしくない部分だと思うんですよ。もちろ ん
0:57:22	安全重要度分類で、必要だって言ってる機能が、いやこれはいらな いって言うんだらそれは割とその大きい話だと思うんですけどプラ スアルファでいろいろやるっていうふうには多分変な話じゃないと思っ ては、広めに設計するっていうのは、
0:57:33	そういう意味でちょっとまず確認したかったのはまず原点は、消火設備 だけじゃ、純然たる消火設備だけが、
0:57:40	いわゆる安全機能であって感知器は安全機能を持ってないっていう考 えなんですたっけ。サトウの入口として、
0:57:50	さっき広木さんがおっしゃったのはそういうことを、
0:57:54	ちょっとそのことも今後精査いただく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:57	ことはあると思うんですけど、さっき広木さんがおっしゃったでしょそういうことですか。
0:58:00	エンドウヒロキでございます。はい。消化消火設備というところでも、
0:58:09	その感知して、起動させるというその起動信号を入れる感知器については、
0:58:15	消火設備に、
0:58:17	エントリーしていなかったと記憶するんですけども、今西井さんからおっしゃられてる通り消火設備という、のカテゴリでいけば、当然その機能要求が入ったときに、
0:58:29	感知しなければ消化できないでしょうということで行くと、
0:58:33	感知器も、その消火設備の一つというように、今ちょっと認識再認識をしたんですけども、
0:58:41	その設備自体で行ったときに、
0:58:44	期は、
0:58:48	認識。
0:58:50	ですので、
0:58:51	重要度分類ニワカ、先ほど申し上げた感知器は、
0:58:57	感知器というものはないんですけども、
0:58:59	その消火設備の中の感知器、
0:59:03	だから、感知の感知っていうものも、その消火設備と同じだって、水、
0:59:10	ということではないのかなというふうに認識して、
0:59:15	消火の感知と漢字の感知は、申し訳ございません差別化を今では差別化をしているというような言い方になっちゃうのかなと思うんですけども。
0:59:25	衛藤。
0:59:28	ちょっと先にここだけ聞きたいんですけど、ちょっと今僕が頭がこんがらがっているのが感知の感知っておっしゃって何の話をされてるかがわからなくてですね。
0:59:37	消火の感知は多分自動消火設備の起動用の感知器のことを言ってるだと思んですけど、感知の感知ってのは何の話をされてます。
0:59:44	申し訳ありません広木です。169 ページの
0:59:49	絵でいきますと、上の四つ、左側の四つのうちの長谷点線がないものですね。
0:59:59	これが感知用の感知という、申し訳ないそういうタダノ感知器の話ですか。はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:08	等で、
1:00:10	ですよ。
1:00:12	方くださいね。ちょっといろいろ話が多分あって、まずこの自動消火設備の起動用の感知器の方、いや逆か。いやどっちがいけばいいのかな。自動マイク自動消火設備の起動用の感知器の方からいくと、
1:00:25	消火の感知のほうですね。
1:00:27	これは、
1:00:28	まず、安全機能を持っているっていう考えなのかどうなのかっていうとどうなりましたっけ。タテでイエスかノーかで結構なんですけど。
1:00:41	そこは多分、自動消火設備として、
1:00:46	いわゆる消火機能を、
1:00:47	期待している彩自動じゃなくても最悪手動でやればいわゆる期待している消火機能を達成できるんだっていうことだったら、必ずしも必要な機能じゃない。だから、いわゆる、それは、
1:00:59	安全機能の範囲でてか関連系として入れてないとかですね、そういう考えは多分いろいろあると思うのでちょっとまずわからないっていうのが正直なところで聞いていて、
1:01:08	対象なりましたっけっていうのがまずあって、
1:01:11	正直ですね正直なこと言うとそこから我々、今正直審査する気はなくて、これ入口の話って、
1:01:21	で、
1:01:22	じゃあ、まず今の話で、この消火設備がそのいわゆる小安全重要度分類指針で言うところの消火設備の関連系として、安全機能あるんですけどっていう説明は、
1:01:35	それは一応先行PWPW電力のときに同じ説明を聞いているのですぐ理解はできますと。
1:01:42	その上でですよ。
1:01:44	感知の感知って言ってるのこの感知器立ちタダノ感知器と、
1:01:47	どういう理由で安全機能を持ってるってなるんですかと。
1:01:51	今の自動消火設備の起動用っていう位置付けを考えると、
1:01:55	直接紐づかないですよ。
1:01:58	だからそれらがまず、まず安全機能を持ってるかっていう考えがよくわからなかった。
1:02:02	そうすると、10条の対象として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:06	いわゆる安全施設ですよ。14条安全設備って書いてますけど解釈で結局笠毛入れてるので、安全施設、
1:02:13	安全施設の対象としてすべての感知器なんですっていうところがまず理解ができなかった。なのでちょっとまずここで入口を確認をしたい。
1:02:20	で、すべての感知器だっておっしゃるんだっただけというのがまずあって、その上で、15条との違いですよ。15条は、今回追加で設置する感知器について、
1:02:31	いわゆるその感知器保守点検保守性があるかどうかというのを適合性があるかどうか確認をしないといけないですよ。工事するときに、同じように、新しく設置する感知器があります。
1:02:41	かその環境条件、それぞれの感知器が環境条件適合しているか、それはもちろん確認の仕方は、さっき広木さんおっしゃっていただいたように、既存の環境条件と同じだね特に問題ありませんっていうことだと思うんですけど。
1:02:53	それは確認をしなくていいじゃないですよ。
1:02:56	新しく設置する感知器に対しても、保守点検できるかっていうと同じように環境条件に適合するかっていうのを確認しないといけない。
1:03:03	だから、14条と15条で違いがあるっていうのがわからない。
1:03:06	ていうのをちょっと確認をしたかったってところ。
1:03:10	なので、10条と15条で違いがあるっていうのが、一番最初に言った、いわゆる感知器の範囲。
1:03:18	対象としている感知器がすべてなのか、すべてじゃないのかってところで違いがあるから丸三角っていうのは何かまだわかるんですよ。要は、
1:03:26	さっきの話でいうと、消火の感知っていうものを今回追加で設置しません。だから、新しく改めて確認することないんです。
1:03:33	だから三角なんですけどそういう対象設備の範囲、追加設置するしないっていう違いで1054で違いがあるかっていう話なのかなって最初想像したんですけど。
1:03:43	ちょっとそこら辺がちょっとよくわからないなと思うところでした。
1:03:48	ただちょっと確認をしたいのは、対象としている範囲が違うのかどうか。
1:03:54	別にすべてだとすべてでもいいと思うんですよ。要はPDFPWR電力で広めにとってるってことですよね。平間にとってそのクラス3として、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:02	プラスアルファの設計をしているっていう意味合いだと思うのでそれは原燃としてそういう設計をしてるってことはそれはそれであれだと思っていて、
1:04:13	すべてだって言うんだったら、何で 15 と 14 違いがあるのっていうんでってそこがわからない。
1:04:20	ていうところ、要は、環境条件を審査してるというかその設備が環境耐環境性があるかを審査してるものだと思っていて、
1:04:28	ていうそこがちょっと違いがわからないなっていう、これはもう単純整理論だと思ってるんですけど、これ実際に原点が多分要は、これから感知器設置しますよね。
1:04:39	その追加設置したものに対して適合性確認していくと思うんですけど、そのときに何で 14 と 15 で違いがあるのかっていうのがよくわからないっていう。
1:04:49	現在ヒロキでございます。
1:04:51	単なる感知器ですね、本当に信号しか出さないもの。
1:04:58	これは一応構造上、煙が今、この 169 ページの中で煙が
1:05:08	適用っていうか等が対象金になるんですけども、
1:05:11	同じように消火設備用の煙もありますこれと同じ、同じ構造、同じものというところから
1:05:20	今現在とすべからくというところで、同じ構造であるというところから、まず対象物というように考えてます。
1:05:29	というところからの、先ほど申しあげました消火に所消火設備についてはMSさんというところがヒットしているので、それに関連関連とかショウガン設備起動させるための、例えばその煙であれば、
1:05:44	と同じ気が、ただ単なる警報を鳴らすだけの、今回バックフィット
1:05:50	と言ってる感知器感知器と同じもの。
1:05:53	なので今回十四条ではそれをまず適用させる。
1:06:00	エントリーするものというように、原点では我々も考えたものになって、
1:06:06	そこで要は今度十四条でいくその環境条件というところから、
1:06:14	そのもの自体が、
1:06:17	新しくバックフィットで取りつけるものが、その対環境と、
1:06:24	2018 年のものと違うかどうかっていうのん対し、今のニイズがご説明しましたアノ 170。
1:06:33	8 ページ以降ですね、そこの整理の説明書の整理の中で、要は、大丈夫ですもんだ影響はないということ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	お示しているというそういう整理をしてきました。
1:06:53	藤。
1:06:54	ちょっと話が二つあるので、最初の前段の、いわゆる安全機能を持っているってところは、正直、率直に私のこれは感想ですけど、ちょっと話を聞いてもやっぱりよくわからなくて、
1:07:08	いわゆる、
1:07:09	何か構造が一緒だから、全部安全機能を持ってるんですけどっていう説明に聞こえたんですけど。
1:07:16	安全機能を持って、
1:07:18	谷中鳥山海脚というよりかというイメージですかね。なんか、その安全機能から何か多分、着眼して設計してないのかなっていう気がちょっとしたくらいで、全部対象でやってるっていうことで、それで結構ですと。
1:07:30	それは、そこはちょっと正直今回の審査で別に変わる変わらない話じゃないと思う。
1:07:35	根井。
1:07:36	次の、
1:07:37	じゃあ、環境条件に適合しているかの確認、それはだから、設置場所じゃなくて、構造として見ているっていうそういうことなんですか。
1:07:47	要は構造
1:07:49	の適合性を確認をしているんだっていうことなんですかね。
1:07:54	ヒロキでございます申し訳ございません。設置場所も、
1:07:59	2018年でも取り付けているすべてのエリアがありますそこに追加していくものになってございますので、エリアと構造という観点から、今回見て、
1:08:12	ですよね。そうした時に一番やっぱりわからないのが、なんで保守点検の方はマルだねこっちは三角。
1:08:19	その違いがわからない。要は設置場所に依じて適合性見てるんですよね。
1:08:25	いやさっきのちょっと説明聞いた時にちょっと思ったのが、
1:08:28	保守点検できるかどうかっていうのは、まさに設置場所っていうものが効いてくるから、だから今回1個ずつつけるときに、ちゃんと保守点検できるよねっていうのを合わせ適用性を確認してるんだ。
1:08:38	基本設計方針に基づく設計として、適用性を確認しているが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:42	でもこっこの環境条件の話は、いわゆるその感知器の構造ですべてが決まるから、だから今回、新しく新しい構造を採用してないので、だから追加で確認することはないんだ。
1:08:54	ということかなとさっき思って聞いてたんですけど、一方でも今設置箇所の適合性をおっしゃったのでますますよくわかんないなってというのがちょっと今僕が聞いてて思ったところです。
1:09:04	結局環境条件も、
1:09:07	設置場所の環境条件を考慮して決めるんですよね。
1:09:11	普通そう。
1:09:13	それをやり方として、もう等における環境条件すべてリストアップしておいて、もう環境構造で、
1:09:19	決まってるんだ。
1:09:20	ということであればという、思ったんですけど若干それはあまり、
1:09:24	ちょっと僕の理解が進まないのによくわかんないなって結構なっちゃうんですけど、ちょっと
1:09:28	結局、15と14で何が違うのかがわかんないんですよね。
1:09:32	150にしているのに14三角にしているっていうその違いがわからない。
1:09:37	ヒロキでございます。
1:09:39	江藤。説明がちょっと下手くそ申し訳ございません。
1:09:43	単純に、先ほど申し上げた通り重要度分類にヒットしてるかヒットしてないかっていうところだ形なんで、
1:09:53	15条はあくまでも設計基準施設設備ということで、DB設備、
1:09:59	そういった、そういったところから、
1:10:02	ごめんなさい1個だけ先に確認させてください金のため、十四条にヒットしてるんですよね。ヒットしてないってということなんでしたっけ。この時期は、
1:10:12	バックフィット自体の本当に感知だけをするものについては、藤今
1:10:32	ヒットさせ、
1:10:36	整理
1:10:37	分説明して整理が、そうですねまず、15条の設計基準対象施設にはこれは明らかヒットしますよねと。これ明確ですよ。
1:10:46	十四条の本則上安全設備、解釈でその安全施設も含めてますけど、いわゆる安全施設ですね、安全機能を持っているもの、これがヒットするのかわからないのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:06	ともちょっと明確にしておきたいのは、すべてヒットするのか一部ヒットするのか、多分その所も明確にしておきたいんですね。
1:11:16	で、すべてヒットするんだったら、その先って一緒じゃないですかっていうのをまず言いたい。
1:11:22	で、一部ヒットするんだったら、
1:11:25	今回その一部ヒットしてる部分は、特段追加変更はないんです。
1:11:29	いや追加の実工事全く何もないんです。
1:11:32	だから、15条とそのヒットする範囲で、マルか三角の違いがあるんです。
1:11:38	わかるんですよ。
1:11:40	ていう、だからまず、
1:11:43	はい。
1:11:45	まず十四条1かヒットじゃないかっていうのが明確に説明いただけないところちょっと正直、どう確認していいかわからないというのが主なところでして、
1:11:54	入口からちょっと、
1:11:57	ヒットするってさ、両方じゃ、仮にですよ。
1:12:01	14条がすべてヒットするって言った時に、
1:12:05	15条の1ですよ。
1:12:07	そのあとに、15条のぜひとする設備が保守性があるかどうか確認します。14条のこいつが、
1:12:13	ちょっとした等感知器が環境条件を適用するか確認します。両方同じですよ。
1:12:19	やり方。
1:12:21	設置する場所の保守点検性設置する場所の環境条件
1:12:25	なのになんで片方0で片方三角だとか、
1:12:31	現在ヒロキでございます。
1:12:34	日本語だけになってしまうんですけどもヒットさせているってか感知器はさせているっていうそこから、
1:12:43	要はちょっと
1:12:45	排除排除というかを見、
1:12:49	してるところになっておりますので、
1:12:51	今の石津さんのおっしゃる通りその日本語だけの話になりますと、させている、もうイコールしているっていうような、最後はですね、になるのかなっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	ですので、我々はすべて術、
1:13:09	いや、
1:13:10	適合を十分確認しなければならないものっていうふうに扱っていますので、
1:13:15	15条との差分ということになりますと、
1:13:19	その辺からいきます改めて設置するものについては、15条とのサーはほぼないのかなっていうよりは、考えています。
1:13:30	多分今のおっしゃっていただいたのは何となく共通理解なのかなと思ったので、ちょっと整理いただければと思うんですけど、一番最1個だけあるのが一番最初のヒットさせているっていうのが、それはだから、
1:13:42	その意味合いがちょっとあんまり僕が今とらえられてないなと思ったのが、重要度分類審査指針に基づけば、別にやんなくていいんだけど、原電としてヒットさせているんだ、だからプラスアルファとして、ちょっと幅広目だけど、安全側というかあれを、
1:13:57	ありますけど、
1:13:58	感知器もクラス3として設計してるんだ。
1:14:02	てことなのであれば、そういう意味合いでさせているって言うのであれば、クラス3として設計してるんですよ。十四条ヒットですよってそれだけなのかなという。
1:14:12	はい、広木でございます。はい。
1:14:15	そのような理解。
1:14:17	なるとは思ってる。
1:14:21	周知ですそのヒットさせているっていう言い方が正しいかどうかも含めてちょっとよく精査をいただいて、整理をいただいてということだと思わずけど。
1:14:29	ちょっと説明を聞いてる限りやっぱり15条が⑭上が三角っていう理由がちょっとよくわかりませんでしたっていうのがちょっと現状でした。
1:14:36	どっちにしても基本設計方針とかにはねる話ではなくて、
1:14:40	要は今回、この購入終わったら元として工事するわけですよこの辺に基づく、
1:14:45	その辺に基づく工事をどのように適合確認を使用前事業者検査やると思うんですけど、その時にどうやって適合確認するつもりなのか。いや、10条はもう確認しませんっていうことなんであればなぜなのか。
1:14:55	ていうそこに尽きるのかなと思ってますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:07	元ヒロキはい。おっしゃることを理解しました。最終的な検査の面につきまし
1:15:14	今後我々考えていかなければならないところになりますので、14条については、今のお話を含め、イセ等含めまして、持ち帰り、整理精査した上でまたご回答
1:15:30	はい。規制庁の1種、
1:15:32	そうですね
1:15:37	多分ですね、答えは別に唯一、唯一解ではないとっていて、
1:15:41	要は確認の仕方によってくると思うんですよ。
1:15:49	すごいぎりぎり丁寧にやるんだったら、
1:15:52	両方0ってというのが多分、
1:15:54	スタンダードなのかなと。
1:15:56	いうこともあって、政府設置するんだったらですね、ヒットさせてるものが、
1:16:01	それほどヒットさせてるものを追加設置するんだたらそれは当然両方確認するよねってそういうことだと思うんですけど。
1:16:06	いや、そういう確認の仕方をしてないんですと、こういう確認の仕方をしてます。
1:16:11	だから、14条は三角で、こっち15条は0なんですってということが何かロジカルに説明できればそれだけ別に結構
1:16:17	唯一解じゃないと思ってるので、
1:16:19	原燃としてどういうふうを考えているのかっていうのをもう少しちょっと明確に説明いただければそれで結構です。
1:16:27	補正とかそういう話にかかる話ではなくて、
1:16:30	どっちかというとその補足説明資料上とか、あとは今後のその使用前検査のときに、どういうふうを考えてるのかっていうとそこへ多分繋がる話だと思うので、
1:16:43	ぜひよくございます承知しました。
1:16:54	規制庁井藤です。私から最後に、条文整理の関係で最後に確認なんですけど、
1:17:04	一つデータ須藤。
1:17:06	第6条とか、
1:17:09	バツになっている所、
1:17:12	条文だけ見ると、
1:17:16	設計基準対象施設。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:19	が云々っていう
1:17:23	請求対象施設。
1:17:25	全体が、
1:17:29	はい。
1:17:31	全体を対象としてる条文に見えますと、
1:17:34	一方でこちらの条文整理表だと、
1:17:38	津波防護対象。
1:17:40	ねええと×2の、
1:17:42	見ますと、
1:17:44	ちょっとここ、ぱっとミイ
1:17:48	違和感があったんですけども、
1:17:50	こういうこれも、さっきと同じかもしれません。
1:17:54	千人の
1:17:55	後に、どういう検査をするかとか関係あるのかもしれないんですけど、ここの設計基準対象施設っていうから、
1:18:03	まず絞った形で、
1:18:07	適用条文、
1:18:13	何て言うんですかね考え方というか、整理の仕方、同様、どのようにやってるのか。
1:18:20	説明してもらうことはできますか。
1:18:33	原理ヒロキでございます。
1:18:37	6条につきましては、津波による損傷の防止というところから、確かに伊東さんおっしゃる通り、
1:18:49	建物自体、原子炉建物等ですね、等が、
1:18:54	津波防止、
1:19:02	という扱いなんですけども、
1:19:06	感知器については、
1:19:11	まず津波の影響、津波の影響については、そもそも木場瀬下の
1:19:17	最初から
1:19:24	やっぱしてくる
1:19:25	津波があるにしても、建物自体もすべからくも影響は出ないものだと。
1:19:32	なので中についている感知器については、一切影響受けないという、そこからもうすでにもう落としてしまってるっていうのが、我々感知器側の
1:19:43	設計、
1:19:45	としていました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:47	他にも、そういったような扱いにしていくというところでバツというより、
1:20:05	規制庁伊東です。
1:20:06	建物で守られているので影響が生じないっていう、その説明はわかるんですけど、
1:20:14	ただ、そ令和要するに、
1:20:17	設計基準対象施設を、
1:20:22	津波の最初から防止するために建物があつて、守られてますねというので、
1:20:31	イメージ的には、
1:20:33	適用条文ではあるけど影響がないことは明確だつていうふうに
1:20:38	これまでの
1:20:39	経験上、
1:20:40	いうところがある。
1:20:42	何か違う説明の仕方があるんですか。
1:20:51	元ヒロキでございます。
1:20:53	今、
1:20:54	確かに井藤さんのおっしゃる通りに、
1:20:58	になると思います
1:21:01	津波の対象施設であつて、
1:21:05	そういったところに取りつくものであれば、自明明確呉で剛性確認されて条文として適合を明確になっているよねというところから、
1:21:15	バツに等しい三角。
1:21:18	というような整理も、できないことはないのかなというふうには思えます。ただ、我々としては、入口のところからですね、
1:21:29	津波の影響はないと、というところで、
1:21:32	バサッと切ってるというような、そういったものも、もともとそういった津波の影響がないという施設になっておりますので、
1:21:42	ナカですね、防潮てのナカについては、
1:21:45	そういったところから戻しているっていうのが、入口で落としてるっていうのが現状になってる。
1:21:59	現在のムロイでございますけれども、
1:22:04	6条のところですね、津波防護対象施設に該当しないためっていうこういった理由を書いてるわけなんで、
1:22:12	どういうことかという入口できちんとですね、津波防護対象物になるのかならないのかっていう、その要求に照らし合わせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:21	この感知器はならないからバツです。
1:22:24	この原電の回答
1:22:31	だというところが、
1:22:32	きちんと現
1:22:36	で、ちょっとこれ私も大分
1:22:38	記憶で、
1:22:41	申し訳ないんですけども、
1:22:43	新新規制基準においては、耐震Sクラスの機器っていうふうに要求がございまして、
1:22:51	今度ガイドの世界に入りますと安全機能を有する設備ということ。
1:23:00	のを有する施設設置
1:23:04	重要
1:23:05	視したように、今回の感知器を、安全機能を有するものとしてとらえるのかどうかってまさにそれに尽きるわけですが、
1:23:14	そのガイドまで広げた定義の中で、事業者の耐津波設計における回答の仕方
1:23:23	クラス1及びクラス2、
1:23:26	並びにクラス3のうち、
1:23:29	確か安全評価上、
1:23:31	使用する設備みたいな。
1:23:34	確か書き方
1:23:37	を確認させていただきますけども、その安全評価上必要な設備かという と、多分それに該当しないんで、この六条の答えのように、
1:23:48	つなぐ大田施設にならないっていう、そういう多分整理かなと思ってます ちょっと。
1:23:54	私も記憶ですのでこの辺はきちんと確認した上です、また改めてご 説明させていただき
1:24:03	以上でございます。
1:24:08	ありがとうございます形状イトウです。ちょっと、
1:24:14	私一等は多分、多分、もっと、
1:24:22	今、葛西菅
1:24:25	ですよ。
1:24:26	これは適用を受ける上適用条文。
1:24:32	という、そういう整理をされてるのか。
1:24:48	ちょっと、規制庁ニシウチですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:51	まあ、あのかこれも結局日本原電としてどう考えてるかにそれに尽きる んですよね。
1:24:56	で、
1:24:58	今回設置する火災感知器がそもそも津波影響が届かないところでの工 事なんですと、というか、多分すべてそうなんですけど、
1:25:08	だから、設計基準対象施設って意味では感知器は対象なんだけど、
1:25:12	いやそもそも届かないところなんだから、
1:25:15	要求としては別に今回の工事は関係ないよと。
1:25:20	と。
1:25:20	というような意味合いでバツにしているのかどうかってそれだけですよね。い や他のところは、まず、さっきもちょっと広木さんとお話したように、設計 基準対象施設ですよだからヒットしますよね。
1:25:31	ていうのが多分頭にきてるんだったら、なんで6条はヒットしてない。安 保常務は、
1:25:36	なんで6条はヒットしてないのかっていうそういう問いですよ単純に。
1:25:40	いや実質的にこれ関係ないのはわかるんですよ。
1:25:45	そういう話をしたいんじゃないで、何かそのほかのところと何か予告して 考えたときなんか×○の考え方は三角含めてからちょっと一貫してない ように見えるので、
1:25:54	ちょっと改めてそこを整理してもらえれば、
1:25:57	というだけかなと。
1:25:58	そういう意味ではここのところは津波、そういう意味でこの6条はいろ いろ説明がされてなくて、津波防護対象だからって言ってますけど、基 準はあくまで設計基準対象施設なので、
1:26:09	そこのギャップがまず埋まってなくて、
1:26:12	そこのギャップがまず埋まっていないっていうのが一つと、あとはそもそ も15条とかのその日、設計基準対象施設がヒットしますよねとかそこら 辺の考え方とちょっと若干横串が通ってないように見えるっていうという 話です。
1:26:25	その横串が、いや実は
1:26:28	ヒットするヒットしないっていうところだけがすべてじゃなくて、そもそも影 響ないところっていう評価もしてるので、だからっていう、そういう別の考 え方とそれぞれ明確にしてもらえればと思いますし、
1:26:39	ちょっとそこがよく理解がしづらかったなっていうところですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	いずれにしても、十四条とかの話もあるので多分全体整理かなと思いますけど、
1:26:56	原理ヒロキでございます。全体的な設計基準施設に対する考え方ですね、そちらをちょっと
1:27:06	整理させていただいて、また別途
1:27:30	はい、規制庁伊東です。
1:27:32	ちょっとバツ条文の関係で言うと、
1:27:40	の方の先行実績と比べ、
1:27:42	たときにですね気になる場所大きな条文を、一応今お伝えしておきます。6条の津波もそうなんですけど、
1:27:50	7890、
1:27:54	あたり、
1:27:59	8条の立ち入りの防止とか九条のところの侵入等の防止っていうのが、直接、
1:28:05	火災感知、
1:28:07	気に関係しているとは思ってないんですが
1:28:12	8条だと、89条、工場等にはとる。
1:28:16	いう。
1:28:19	記載があつてですね、要するに発電、
1:28:23	プラント全体が範囲になっていると。
1:28:27	その中の一部オカ今今回の火災感知器を変えるというところで、適用条文になるのか、ならないのか。
1:28:37	の整理を確認して、
1:28:43	同じように、
1:28:46	等、
1:28:48	12条と13条ですね、12条の設計基準対象施設。
1:28:53	すごいなって。
1:28:55	アッセ
1:28:56	13条発電用原子炉施設。
1:28:59	というのが、記載があつて、ここについても、
1:29:03	本当に適用条文じゃないというふうな整理になっている。
1:29:09	藤。
1:29:11	このあたりまとめて、
1:29:15	可能であれば整理をいただきたいな。
1:29:21	6000について私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:31	広げございました。
1:29:33	今野常務につきまして再度或いは整理をしましてまた再度ご説明させていただきたいと。
1:29:41	はい。
1:29:42	西内です。
1:29:44	藤カワセ少々お待ちください。
1:30:04	江藤規制庁ニシウチですすみません
1:30:08	一応会合でやりとりした部分以外の全体的なところでの確認はちょっと以上になりますので、あとはちょっと会合でこちらからの確認、指摘した事項に対してのご回答をパフォベースでいろいろと後日いただいていると思いますので、
1:30:22	まずそちらから簡単にちょっとご説明いただいて、そのあと、
1:30:27	一気に通貫でまとめてご説明いただいて、こちらから最後まとめて事実確認という形で進められればと思いますよろしく願います。ご説明のほど願います。
1:30:40	県連の三つです。では、審査
1:30:46	資料 2 を使用して、
1:30:48	説明の方させていただきます、
1:30:51	としました。
1:30:54	2 ページ。
1:30:57	最後までです。
1:31:02	裏の内容もパワーポイント。
1:31:11	表紙で 2 ページに、指摘事項、記載をしております
1:31:17	3 ページからですね、指摘事項、各指摘事項に対する回答概要を記載しておりますのでこちらから、
1:31:23	イセ
1:31:27	まず的事項ナンバー4 としまして原子炉建屋附属棟の屋上の面ユニットですね、こちらの火災感知
1:31:37	方針と、
1:31:42	また、火災、
1:31:50	原子炉建屋、
1:32:00	影響を及ぼす恐れがないと。
1:32:04	6000 歩ではなく、障防法等を踏まえ、
1:32:11	また、津田ユニットについて、
1:32:15	葛西勝木

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:16	火災を有効に感知することができないため、
1:32:28	以降ですね、審査
1:32:30	説明し、
1:33:06	5 ページ
1:33:09	目ホシノ適正
1:33:12	検層タテ
1:33:19	谷と、
1:33:25	風により、電動機が発火点。
1:33:38	昨日勝野
1:34:00	このためですね愛知IINET等を説明
1:34:28	ノモトとなる。
1:34:30	パワーポイントでまた、
1:34:32	ついていきたい。
1:34:38	またですねその他、同様に記載。
1:34:41	資料ない。
1:34:42	取りまとめ、
1:34:54	の動きですね、と聞いた。
1:35:00	大体、
1:35:05	見直しを決め、行いましたフローについて、6 ページに、
1:35:12	6 ページの方、
1:35:20	は、障防法等に
1:35:22	火災、
1:35:29	総合
1:35:36	の修正
1:35:43	形で
1:35:46	羽深さん。
1:35:53	火災感知器による火災の感知が有効でない場合、
1:36:05	こちらを踏まえまして、7 ページ。
1:36:09	こちらも見直し箇所を赤字にしておりますが、
1:36:12	消防法に基づく火災、
1:36:22	ええ。
1:36:24	最後、
1:36:28	はい。
1:36:34	どうしよう
1:36:39	って工事

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:42	常にここを設置する
1:37:12	件数
1:37:28	関係した後です。
1:37:37	狭いんですよ。
1:37:48	報告を受けた発電所につきましては速やかに総合企画部通報するとともに、
1:38:05	でも、津波、
1:38:16	工事を行う場合であって、
1:38:29	17 ページ以降です。
1:38:35	修正を、
1:38:38	基本的には、
1:38:39	そのまま、
1:38:41	修正をしておりますが、今説明していないところとしましてまず 30
1:38:49	こちらでは、
1:38:51	火災の発生がする恐れがないことから設置しない箇所、
1:38:56	整理をしております
1:38:58	相談です。
1:39:13	また 49 ページの方。
1:39:18	49 ページにおいて消防法等を踏まえて、火災感知を行う区域
1:39:25	間、
1:39:29	三つ目の矢
1:39:34	等々を踏まえて、
1:39:36	有効
1:40:06	560 ページに、
1:40:08	なりますが、
1:40:21	では、消防法に基づいた設計に
1:40:26	この方入れておりますが、
1:40:29	原子炉建屋の屋上のところですね、が、第
1:40:35	1、
1:40:42	指摘事項No. 4 に対する回答としては、
1:40:49	続きまして、
1:40:53	資料 2 の 3 ページに、
1:41:03	エコチラーですね続いて指摘事項No. 5
1:41:13	はい。
1:41:33	夏井。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:34	設備の機能、
1:41:46	9 ページの方で、
1:42:00	その持ち込み
1:42:14	エイシする標識を、
1:42:34	作業に
1:42:39	で、
1:42:41	作業員、監視員の監視及び火災を発見した場合
1:42:54	より、
1:42:58	該当する区画につき、
1:43:05	三つの
1:43:15	かな。
1:43:22	表の 4-1 に示す、各、
1:43:29	ページ、
1:43:44	どちらの。
1:43:56	このような形で 10 ページ、11 ページ 12 ページ
1:44:12	こちらの回答としては以上となり
1:44:18	まして、
1:44:23	岡崎。
1:44:25	尾野。
1:44:31	屋外の区域区画である。
1:44:38	完成範囲を、火災防護上重要な機器
1:44:59	13 ページの方で火災、
1:45:01	屋外
1:45:08	先ほど説明
1:45:22	で、Dとしまして、図の 5-1 の、
1:45:44	箱
1:45:56	こちらの回答としては以上となります。
1:46:05	こちらが
1:46:06	及び、
1:46:09	相関式ちょっと。
1:46:35	それが 14 ページ
1:46:41	14 ページの方が、オペレーティング
1:46:45	の保管月、
1:46:51	4、
1:46:59	総設置する

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:08	いや、甲斐
1:47:27	玄樹
1:47:32	つきまして、中国、
1:47:44	見直し後追加。
1:47:53	こちらの回答としては以上となります。
1:47:59	続いて、
1:48:04	主蒸気管トンネルのケネディ吸引式間接
1:48:20	実証試験により、
1:48:29	主蒸気管トンネル数にはですね 6-9、
1:48:56	16 ページで、
1:49:00	一つ目のポツとしましてはアナログす。
1:49:23	表。
1:49:25	ズー生の、
1:49:27	次のところで、
1:49:44	さらに、図
1:49:55	の
1:50:25	当該か、
1:50:37	審査会合の、
1:50:38	指摘事項への
1:50:46	規制庁。
1:50:48	じゃあ、こちらからちょっとまとめて確認を進めていければと思う。
1:51:00	セイトウです。今あれです確認事項整理表、
1:51:05	112 番以降を説明してもらったってということですかね。
1:51:13	知念のニイツですそうですね 112 番から衛藤。
1:51:17	116 番、
1:51:24	呉、
1:51:26	以前、
1:51:32	質問しました。
1:51:36	等、それ以外は、
1:51:40	一応ちょっとさ、39 番だけで、
1:51:46	PCVが
1:51:48	複数の
1:51:50	一。
1:51:54	そういう特殊な場所であるという、
1:51:57	します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:58	これは特に新規制のときの資料は結局、ナカ、
1:52:12	よう素の
1:52:23	議論も、
1:52:29	排気設備等です
1:52:32	藤助教そうです。
1:52:36	すいませんちょっとパワポの方に行きますけれど、
1:52:47	まずステッキ事故
1:52:51	4のところで、
1:52:54	ところと、
1:52:57	ページ目から
1:52:59	やっぱり、
1:53:00	だけ日本語の
1:53:02	日本
1:53:03	書き方と、
1:53:07	意味合いの確認なんです
1:53:09	3-1。
1:53:11	ページ目の3-1基本設計方針の適正化の一つ目のポツの、
1:53:17	最後の、
1:53:18	火災感知器を設置した場合と同等の保安水準っていうのは、何を指してるのか教えて欲しくて、要するにここ残って火災感知機だと有効じゃないから、代替措置をとって、
1:53:52	江藤元の実事です。
1:53:54	ここにつきましては火災、
1:54:04	こういう設計をして、
1:54:06	はい。
1:54:11	どうも、
1:54:12	衛藤。
1:54:13	水準という
1:54:18	おそらくその付けつけられた場合、
1:54:20	ていう。
1:54:22	何て言いますか、
1:54:25	付けられた場合はどういう。
1:54:42	後どういうファン水ジョンなんですか。これはこの企画です。
1:54:47	聞いてんの。
1:54:49	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:50	葛西菅月井が火災を感知して、中央制御室にちゃんと警報
1:55:01	はい。であれば説明を多分書いて、
1:55:06	設置した場合と同等って書くと、何の、
1:55:13	意見
1:55:17	セトイトウです。
1:55:21	とりあえず私は、このNo. 4については
1:55:33	火災対策室の斉藤です。
1:55:37	まずう。
1:55:38	審査会合のときに、
1:55:41	私と杉山委員がやりとりした話って、ちゃんと理解されてます。
1:55:49	まずそれを確認したいんですよね。私はあのときに、杉山委員からの話 に対して、それで正しいとは言わなかったんですよ。
1:56:00	というふうにしたはずなんですよ。それはなぜか。
1:56:04	ここの、
1:56:06	技術的な考え方がきちっと、
1:56:09	弁側で説明ができるかどうかと。
1:56:13	いうのもって、
1:56:15	最終的には正しいという話に返すのかなと思って、利があると。
1:56:21	いうふうに申し上げ、言ったんですよね。その時に何を見ているかという と、
1:56:28	要は今回のこの
1:56:31	仕組みが、このチラーユニットのこの仕組みが、
1:56:35	火災で要は
1:56:37	中央制御室に信号を送ることが、火災感知器と、
1:56:42	同じ。
1:56:43	であると火災感知器と同等の、
1:56:46	ことをやると。
1:56:48	ということが説明できるかどうかを確認したかった。
1:56:52	です。この中で、
1:56:54	何を、そんなことじゃって、そんなこと言い出してるかっていうと、
1:57:01	パワーポイントの資料 2 の通しの 8 ページ。
1:57:07	確認し、見ていただきたいんですけど。
1:57:12	ここに火災の感知っていうのがあって、
1:57:16	丸が五つ並んでいるんですけども、
1:57:20	この中の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:24	三つ目なんですけど、
1:57:27	警報
1:57:28	警報の発報を確認した運転員は、
1:57:32	火災が発生した可能性も考慮してっていうふうに書いてあるんですけど、じゃあこれ火災感知支店の火災感知してないんですかってのはどっちなんですか。
1:57:51	いや、ここ、火災対策室の齋藤ですけど、要はここが火災が感知できていると。
1:57:59	いう前提で動くから感知として作動するっていうそういう説明だったんじゃないんですか。違うんですか。
1:58:15	現状で、感知していると考えて、
1:58:21	火災対策室の齋藤です。ここが感知しているのであれば、感知したことを前提にした動きの説明でないとおかしいですよ。
1:58:32	いうのがまず一つ目。
1:58:34	話です。だから、見にくう話は基本的には火災が発生したという前提でもって、
1:58:41	消火行動をすることを前提にしてそこに行くっていうそういう話でいくという理解でいいですよ。
1:58:52	姫野仁木です。
1:58:58	はい。火災対策室の齋藤です。ということをもって、要は感知するという話を、
1:59:06	要はここであれば、要は炎感知器で隙間の中にある炎で感知するのよりもここで、
1:59:12	過電流を感知することが、過電流を感知して、
1:59:17	中央制御室に信号を送ることをもって、火災を感知するという方法をとるんですと。
1:59:25	いう説明でよかったんですよ。だからそこをちゃんと明記して説明しなかったら、ここの部分、
1:59:32	説明にならないんですよ。
1:59:36	わかります。
1:59:46	出野ニイツです。衛藤。了解。
1:59:51	火災対策室の齋藤です。了解しましたじゃなくてそれがわかったかわかんないだけなんですよ。それで、
1:59:57	そういうやり方を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:59	するということを、ほかにそういう場所をしているというのであれば、その場所について、きちっとそれぞれ説明しなきゃいけないんですよねチャーユニットだけじゃなくて、
2:00:10	冷却と、建築設備でいうと冷却塔に相当するような冷却期間なんかがやっぱりあるんでしょこの図面上の中で見てみると、
2:00:19	そういうところも同じですよっていう宣言がきちっとされてないといけないんですよね。
2:00:25	ていうのが、まず、その技術的な。
2:00:28	火災感知の部分についての説明として、
2:00:34	たり、足りてないというか事実確認をきちっとしなきゃいけないかなと思ったのはまずそこが1点です。
2:00:41	次に、
2:00:42	ここの、
2:00:43	指摘事項4番のところを説明するのに、
2:00:49	書面上の話なんですけど、
2:00:54	何で消防法または建築基準法を踏まえて適切にとかいうふうに、ちゃんとそういう逃げ方をするんですかって話をもう1点。
2:01:04	事実確認としてさせていただきたいんですけども。
2:01:08	要は、ここのパワーポイントである、30、
2:01:17	はい。
2:01:27	どっかに、これが49ページ。
2:01:34	のところにフローチャートありますよ。
2:01:38	ここで記載されてる内容はあくまでも、
2:01:41	消防法または既建築基準法に基づく火災感知っていう、
2:01:47	設置します。
2:01:48	いうフローチャートなわけでそこで、
2:01:51	要は火災感知器により有効に火災を感知できる場所かってことで、それに対してできないところここ、今のご説明いただいたナンバー4の場所については代替措置を
2:02:02	による監視、感知をしますよ。
2:02:04	いう説明だったはずなんですけれどもそれを何で適切に、
2:02:10	という言葉で、
2:02:12	本部で逃げてしまうんですかねというところを、
2:02:15	要はこの文章の中では、あくまでも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:19	消防法または建築基準法に基づく火災感知器を設置する火災区域区画の、
2:02:25	ていような、そういうカテゴリーがあってその中の例外として、
2:02:30	火災感知器によって、有効に火災を感知できない恐れがある場所についてはその代替措置としての、
2:02:38	方法を講ずるっていうことを基本設計方針の中に、
2:02:42	書けばいいのになぜ適切になっていう書き方をしてるのかっていうところについて考え方を教えてください。
2:03:12	原燃の新津です。まずこちらの、こちらユニットにつきましてはフローの中で、
2:03:20	6 ページ。
2:03:21	等にもフローございますが、
2:03:24	フローの中で、安全機能またはSA施設へ影響を及ぼす恐れがない。
2:03:32	続いて、
2:03:34	それで障防法。
2:03:36	に基づき、
2:03:39	設計を行いますというところで、設置すると記載をする。
2:03:45	衛藤。
2:03:48	なので、
2:03:49	障防法を踏まえた場合ですね、
2:03:53	オクないっていうのもありますが、
2:03:59	障防法
2:04:03	を踏まえ、
2:04:19	影響を及ぼすおそれが
2:04:22	区域角にはなりますが、
2:04:24	こちらユニット自体は機能を有しているので河川の患者、やるというところで、
2:04:32	障防法。
2:04:33	踏まえて適切に感知を行うという表現にして、
2:04:41	火災対策室の齋藤です。
2:04:45	だから、
2:04:46	火災、消防法または建築基準法に基づいて、
2:04:51	やりますと。
2:04:52	言っている中で、例題として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:56	今のように、要は火災感知器と同等の方法によって、要は火災感知器によって有効に感知できないので火災感知器と同等な方法によって、
2:05:06	感知する場合については、
2:05:09	こういうやり方をしますっていう説明をしているのが、先ほどの、
2:05:13	説明じゃなかったんですかってことを聞いてるだけです。
2:05:18	それを何で、
2:05:19	きちっとただし書きとかそういう形になるんだと思うんですけど、明記しないのかそれとも6ページのところの、
2:05:28	場所として、ここでどっかではじかれて、
2:05:31	きちっと、そういうさっき、先ほどの49ページと同じような位置付けの場所が出てくるんじゃないのかなと普通思うんですけども。
2:05:41	そういう説明の仕方にされないのかってところを、考え方を聞いてるだけなんですけども。
2:05:50	原電の室井でございます。
2:05:52	ご指摘の中、ご意見の中身わかりました。別に他意があつてですねこういう文章してるわけではなくですね、基本設計方針でございますので、
2:06:03	どこまで書かかっていうところ私はまず考えました。
2:06:08	細かいところは補足説明資料とかパワポにもこれ書いてございますので、そちらとの何て言うんですかね、分担と申しますか、それを考えた上で、
2:06:18	ちょっと私どもとして基本設計方針は、こういう書き方でどうかなっていうことで今回、ご提案させていただきましたけれども、
2:06:27	もう少し踏み込んだ記載をすべきだというご意見だと承知しましたので、少し考えてみたいと思います。
2:06:35	そういうことでございますので、あまり大変あつての記載ではないということでご指導
2:06:41	ください。
2:06:42	火災対策室の齋藤です。私としては今事実確認を、考え方という形での事実確認させていただいてるだけなんですよね。で、
2:06:51	その上で、前回じゃなくて前々回これニイツ初めて一番最初の、
2:06:57	審査、審査会合の中で、原則と例外をきちっと明示しては書き分けてくださいってことをお話して、
2:07:05	日本原電としてはそこについては、共通の認識を持てたと、いうふうに考えているわけです。その中で事実確認として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:14	その例外ということに、一つの、そのカテゴリに対しての例外という書き方について、どういう考え方なんですかという事実確認をさせていただいてます。
2:07:23	今の話でいくとやっぱり書き方として、やっぱり
2:07:29	等、
2:07:30	はっきりしていないというか表現に揺れがあるように見えるんで、この部分については、整理をしておいていただければと思います。私からは以上。
2:07:41	原電の室井でございます。
2:07:44	中身はわかりました。度胸上二つ置くエリアと、それ以外で受けた対応ということで少し私どもの方、検討の中でですね、もうインカワの中で差をつけちゃったかもしれませんけれども、
2:07:59	今のご意見を承知しましたので少し明確化するような検討を進めたいと思います。以上でございます。
2:08:13	セトイトウです。
2:08:15	よろしければ次の指摘、
2:08:21	規制庁にして、
2:08:22	1個だけなんですけど、
2:08:35	ちょっと、
2:08:37	私を知るようなときに思った、私の理解と若干違うところが1個だけあって、結局火災の感知のその3ポツ目で、
2:08:47	警報の発報を確認した運転員は、
2:08:52	だから、警報の発行時点で、火災の感知、
2:08:56	と違って動くん。
2:08:58	でしたっけ。いやそこはですねよくわかってなくて、
2:09:01	私そこで火災の火災の発生が確定はしてないっていうあくまでそういう理解なんですけど。
2:09:08	あくまでそこで確定はしてなくて、それを見据えて、消火活動も含めてそれをきっかけとして動き始めるっていうそれだけなんですよね。
2:09:19	だから火災の発生をあくまで確認するのはその先に運転員が動き始めていったそこでは発生を確認して、
2:09:26	ということになると、いうふうに資料4で思ってたんですけど。
2:09:31	その理解でいいんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:34	要はだから火災、さっきも齋藤も言ってた、火災の感知っていうのを結局どこで担保してるのかっていうのをちょっと明確にっていうことだと思うんですけど、いや、
2:09:42	あくまでこの警報の発報を確認した時点で火災の発生として動くのかっていうと、
2:09:47	実際そこでは確定してる中ですよ。
2:09:51	だから、普通に考えればまず過電流の対応を要はちゃんと確認されてるかどうか。
2:09:56	電氣的な話ですよ。電気事故としてまず動くのが普通の動きじゃないんですかね、と思ったっていうだけなんですけど。
2:10:05	要は、何か、その時点で電気事故を飛び越えても火災事故として対応始めるっていうことなんです。
2:10:18	ここはですねちょっと難しい言い方が難しいんですけども、
2:10:24	現場でもですね。
2:10:26	状況というのを、
2:10:29	この時点で把握できてるかって言えばそれは当然把握できてないわけですね。ただしここで申し上げたいのは、
2:10:35	本来感知器をつけるところがつけられないんで、
2:10:39	その代替措置としてこういう、
2:10:41	ことをやりますということに立てばですね。
2:10:44	過電流であろうが、この警報が出たときにはもう火災が起こっているということも念頭に置くっていうことですね対応するっていうことかなと私は思ってます、
2:10:56	それがですね今日のご説明した資料の、こういう言い方になってしまったわけですけども、
2:11:01	これに対してはもう少し
2:11:05	明確に、
2:11:06	なるようにっていうのは別途齋藤市長の方からもご意見いただきましたが、
2:11:11	基本的には、
2:11:13	警報が発報したということは、実現象の確認はできてないのは事実なんですけども、火災が起こっているという前提での対応を講ずると、そういうスタンスで
2:11:24	やるということだと私は思っております。
2:11:30	規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:33	もう少し確認をしたいのは、
2:11:35	ナカ電流。
2:11:37	としての対応、対応というか確認かもしれないですけど例えば電氣的にちょっとほかの箇所を隔離されているかとか、
2:11:45	多分そういう、
2:11:47	早う電気の保護の観点ですよ。
2:11:50	そういった本来の対応もやるんですよね。並行してやるっていうそういう意味合いなんですよね。だから、いや、単にこの時点で火災だと断定して動くっていうとそれは何か意味合いが変わるんじゃないかなと火災の可能性も考慮してだから並行的に動くってそれだけですよ。
2:12:06	本来のいや、だって、刑法の目的って、別に本来火災を感知する目的でやってるわけじゃないじゃないですか。本来の刑法の目的があるわけですよ。その本来の刑法の目的に基づく対応をやりつつ、
2:12:18	並行的に火災が発生したと仮定して動き始めるっていうそういう意味合いでいいんですよ。
2:12:25	西内さんの
2:12:29	単純に多分、これを踏まえて火災と断定しとかっていうふうに言うと、多分何か意味が変わってくると思ったので、そこだけちょっと念のため明確にしておいていただければと思います。理解できました。
2:12:47	悪セイトウです。
2:12:53	6条。
2:12:55	現世を立てると。
2:12:59	タテオク上も同じような設計とする。
2:13:02	これ以外に
2:13:05	ような、
2:13:06	代替措置を使うようなところであります。
2:13:14	原理のニイツです。
2:13:16	大塩。
2:13:22	大木社長。
2:13:26	それでは、
2:13:28	ペケ時、
2:13:33	パワポだと9ページ。
2:13:37	はい。
2:13:39	衛藤。
2:13:40	はい。やろうとされてること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:44	どう書いといた
2:13:48	書かれ、
2:13:52	ちょっと、
2:13:55	それぞれの
2:13:57	物理的
2:14:03	物理的に工夫されてない場所がどこなのかっていう
2:14:09	ダンスは
2:14:13	9 ページ。
2:14:21	解放されてると。
2:14:24	近年、
2:14:31	あとパイプチェス質はどこどこでしたっけ。
2:14:35	聞いたような気がしますけど
2:14:42	まずう
2:14:44	あの図面でいう下側の 1 点と、
2:14:51	ファンドセントがわかる。
2:14:53	の赤間でした。
2:14:54	伊賀です。
2:15:00	箱の上
2:15:03	の、
2:15:05	通路部ぐらいの
2:15:10	薄井真崎社長室長。
2:15:18	原理の偽シマちょっと説明する。
2:15:20	捧の 11 ページ、11 ページですね。はい。
2:15:24	いえ。
2:15:27	下側の、
2:15:31	右
2:15:36	アビルアオキ
2:15:37	ゆえに、
2:15:38	当然、
2:16:04	綺麗
2:16:24	は
2:16:25	はいわかりました衛藤東です。最初に、下の 1 編と、
2:16:31	ずっと長い辺のことですね。
2:16:38	明日
2:16:40	この方、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:42	資料上そのぐらいいは書いてあってもいいのかなと思います。
2:16:47	あとはカルバートの方は、
2:16:54	ええ。
2:16:56	記念
2:17:01	堂の 14-3 で、視覚、
2:17:08	大きいしか
2:17:17	上の方ですね。
2:17:22	塗装に繋がってる方は、扉があると。
2:17:33	近年のニイツです。54-3 と丸井タンクの
2:17:42	わかりました。
2:17:45	ついでに、この 12 ページなんですけど、
2:17:50	火災発生時の地上部の通信設備を使用するとあって
2:17:54	赤い丸で囲まれてるところだと思いますが、そこですぐにアクセスできる。
2:18:00	一条。
2:18:06	現在
2:18:39	すぐすぐ使えるのかどうかという質問で
2:18:44	火災が、これからはどっちか。
2:18:48	一条まで。
2:18:49	でて、
2:18:50	使うイメージ。
2:19:12	谷内常務。
2:19:21	人ずっとイデっていうのは一つ途中に人を置いて、
2:19:26	呼びかけて伝えていくと。
2:19:31	現在ヒロキでございます。
2:19:33	資料の
2:19:38	厚い資料、補足の 3 の、
2:19:43	資料、資料 3 の 500、
2:19:47	541 ページに、
2:19:49	当該
2:19:51	ヤスダ
2:19:52	パセリの絵がございます。
2:20:02	はい。先ほど土佐さんが細長いところで壁があるかないかって、
2:20:10	基本的に一番上からですね下までハッチが開放されまして、それぞれに、アクセス、上からですね、火、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:20	作業員等がアクセスしていくことになります。
2:20:24	正直申し上げました
2:20:26	未密閉されたというか部屋になってますでしたから大井と。
2:20:31	長ければ、上に聞こえてくるようなエリアになっております。
2:20:35	そういったところから、
2:20:38	どのエリアでも、作業していれば、そこに作業員がいる、監視人がいる。
2:20:44	というところから、
2:20:46	それと火災等、非常時ですね、にあった場合には、屋外の勤務を隣接されている、通信設備にアクセスできると。
2:20:56	というふうに我々は考えておりますそういうようになるものと、我々は今計画して、
2:21:03	ホリウチセイトウです。衛藤曰杵抜けがあつて下から呼びかければ地上の人に聞こえて自動の人がすぐとして使えますよとそういう流れです。
2:21:14	宣言できるございます。現状そのようにできるだろうと考えておりますけれども、ニイズが説明した通り、各階層に人がですね、安全の労働安全の件もございますので、
2:21:29	そういう配置も考えなければならぬのかなというところで、今後ですね、当該エリアに、の中でのメンテナンス等含めた対応ですね、保守点検の対応を考えていきたいというように考えてござい
2:21:45	はい。設備等列は変わりますし、
2:21:57	ので、一応私の質問はこのぐらいなんですけど他に。
2:22:03	はい。
2:22:07	火災対策室のサイトウですちょっとすみません、ちょっとここはせえっと教えて欲しい。まずちょっと教えて欲しいんですけど、10 ページ等 11 ページで、
2:22:18	それぞれ物理的
2:22:20	に区分されてない。
2:22:22	ていう言い方をまずされてるんですけども。
2:22:26	ここのその火災区画のまず前提条件として、
2:22:31	何で物理的に
2:22:33	物理
2:22:34	出てなくて、
2:22:36	火災区画を設定しているのかっていうその考え方をちょっと教えて欲しいんですけどっていうのも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:44	葛西。
2:22:46	審査基準上は対価へきか離隔距離か、あとは固定式消火設備等によつて、
2:22:54	火災防護上の区画をいうという話になっているんですけども、ここ何で分離してこういう区画形成になっているのかっていうところをまずちょっとすみません理解のために教えて欲しいんですけども。
2:23:11	現在ヒロキでございます。まず一つは、当該、これ今、エリアというか、建物になりますけども、
2:23:21	ここ自体、
2:23:24	工認要目の中では、区画がなく区域の設定のみになってます。まず一つは、
2:23:33	ですので、今回このバックフィットをですね、行うに当たりまして、
2:23:43	単に要はその部屋割りをしているものと、
2:23:47	というように位置してしてございます。
2:23:53	ということから、強制的なその分離という、今の基準に合った、その系統分離というような扱いには、この建物は、まずはしていないっていうのがまず前提になる
2:24:06	ここは何かと申しますと、
2:24:07	運用管理の中で、番地管理だけなんですわね。
2:24:12	部屋がそれぞれに、それぞれの間の分離はしてないんですけども、
2:24:17	名称がついておりましたので、それに対して、ここで言うと、
2:24:23	NRWの2-13というような番地管理をしていると。
2:24:28	戸谷それだけになってる。
2:24:36	火災対策室。
2:24:38	の齋藤です。
2:24:42	いや、事実確認をここさせ、
2:24:47	いやえっと、
2:24:52	要は、他の要はとツーツーになってるような
2:24:56	のエリアであれば、本来であれば隣のエリアと、
2:25:02	一体となってやるんじゃないのかなあというふうに、
2:25:04	一瞬間こえるんですけども、嫌なんでここを分離したのかな。
2:25:09	という話がちょっとわかんなくて、
2:25:12	それがちょっとすみませんわかんないと。
2:25:15	要は審査会合とかでも、
2:25:17	議論がしようがちょっとなくてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:21	ちょっとその部分を、一つ、
2:25:27	たかった。
2:25:33	そうすると、
2:25:34	逆に、
2:25:35	なんでここつけられるのにつけないのって話が、
2:25:39	あるような気がするんですけども。
2:25:42	何か要は、火災区画のその特性上の話としてこういう価格だから、
2:25:48	ソウノつけないですっていう話の中に、
2:25:52	エリアとして話が成立するのかなってこういうふうに物理的に、
2:26:03	言えばですよ
2:26:05	火災区画でも絶対
2:26:09	話では、の定義上はないんですよ。先ほど私から定義を申し上げた通り、
2:26:15	だからそれで何で区分されてんのかなというふうに、
2:26:18	なことをまず確認。
2:26:23	そこで何かあまりさしたるって話でないんだとすると、
2:26:26	なんでここだけそういう性、性質が違うんでしょうかっていうことを、確認したかったんですけども今の、
2:26:33	広木さんから、
2:26:36	何かその辺が何かやっぱりぼやけて部屋の名称としてという話しかなかったりするんで、なぜなのかなあという話がちょっとよくわかんなくて、多分今の、
2:26:46	話だと事実関係のところがよくわからないんで、ちょっとすいませんがもうちょっと、すみませんあ野瀬整理してくださいという話に多分なるんだろうなと。それから先、
2:27:00	通信設備がとりあえずきちとあって、
2:27:04	連絡はできることはできますという話については図面を見れば確かにそうなんでしょうけれども、それ以前の話がまず一つ。
2:27:13	よくわかんないなというところが1点、それからあと、
2:27:21	工事のところの関心っていう話を、前に事実確認させていただいたと思うんですけども、この監視人の方々っていうのは、今広木さんから説明のあった、
2:27:33	部屋に部屋についている固有の番号っていう。
2:27:38	これ
2:27:39	必ず把握されてるんでしょうかどうなんですかっていうのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:45	もう一つ確認しておきたいんですよね、これ。
2:27:50	はい。感知器の仕組みって、
2:27:54	という話の中で、火災感知器発報したら中央制御室で1個1個、
2:27:59	反応度コガ反応しましたってことがわかりますよね。それからあとトレンドわかりますよねって話もあるんですけどとりあえずまず1個1個わかりますよねって話があるわけです。
2:28:09	人によって中央制御室に連絡した時にそれがどこかっていうのが来て、
2:28:14	連絡できるようになっているんですかね監視員の人達そこ大丈夫なんですかねみたいなのところについては、
2:28:21	どうなんですか。
2:28:23	というところが、
2:28:24	事実確認としてそういうことができるんですかってことをすいません。
2:28:28	教えて欲しい。
2:28:31	前に、
2:28:32	確認、現地で確認
2:28:35	どこにそんな
2:28:37	場所がわかるようなものがあるんだっていうのがよくわかんなかったんで、すいませんがちょっと教えていただければと思う。
2:28:51	元、元ヒロキでございます。
2:28:52	別途詳細はご回答させていただきたいと思えますけども、現時点では工事等要領書と現場の作業要領がございます。そこには平面図がついてまして、
2:29:05	部屋番号よりも、部屋名称になってございます例えば、ここでいきますと、RWST融度なりますけども、の段階の
2:29:17	何々室で、
2:29:20	火災が発生したというような通報になります。
2:29:26	そうしますと、その、その場所にですね、運転員が急行してくると。
2:29:33	ということで、我々は一応番地管理は受信盤ですね、防災盤のところ、トレンドも含めて、パンチ管理はするんですけども、
2:29:45	名称も出てきます。そういったところでいきますと作業員は、その番地よりも、先ほど申し上げた配置図等、記載している名称、これが今のところは確か整理になってる。
2:29:56	ものになってると思って。
2:30:01	昨日のサイトウです。イメージとしては、ある程度わかったんですけど、
2:30:06	例えば 37 ページのところに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:10	標準の補足設置しない区域区画の該当場所一覧っていうのがあって、
2:30:16	例えば、左から2列目の下から3行目4行目で、除湿機室っていうのは、
2:30:24	多分同じ名称で多分隣の話なんですよねみたいな話で、実際にあの人でこうきちっと管理しますよって話を言ったときに、今の説明だと本当にその場所特定できるんですかみたいな。
2:30:38	ところをちょっと確認したかったのでちょっとすみませんけど妄想し、先ほどの
2:30:44	枠の話が、区画の分離した話と別にですね、この部分を踏まえてその通信設備使ってどうやってその芭蕉が火災だという、
2:30:56	いうふうなことがわかるのかという、いうことについてちょっと説明をこっちのパワーポイントの資料をちょっと充実していただきたいんですけどもいいですかね。
2:31:16	エンドウヒロキでございますアノサイトウ一緒の者。
2:31:19	の充実と申しますと、今の具体的な
2:31:23	現場の対応等に対して、
2:31:27	このパイプの中の、いずれか、どのページになるのかちょっと
2:31:33	そこにそういった通報手段、
2:31:37	に対して、一部説明等を入れてくれっていう趣旨でございます
2:31:45	江崎さん齊藤さん。江藤。
2:31:47	具体的に、具体的にどこかっていうのはそれは原電側に任せられる話なんですけど例えば9ページのところだと、
2:31:56	今の説明だと、
2:31:58	物理的に区分されてない区画についてという説明があって、これが何の観点で首の分、
2:32:07	できて、
2:32:08	物理的に区分されてない区画になってるのかっていう話の説明がか。ちょっとさらっとしか書いてないんで、ちょっともうちょっと詳しく書いてくださいねって話の一つ目のポツじゃないですかで。
2:32:19	そのあとに二つ目のポツのところ、作業員、監視員を監視を行うというふうに書いてあるわけですけども、
2:32:26	これが、
2:32:27	どういうふうに、要は場所を特定して、中央制御室と、
2:32:33	コンタクト取れるんですかねという話を多分説明してる文章だと思うんですよねここにも具体的な話として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:40	ドイ、どういうふうに、
2:32:42	できて、できているんですかねというような話が多分、補足されるのが一番何か今のこの資料の話としてはそうなんじゃないですかねというように、
2:32:53	聞こえない、見えなくもないんですけどそこは後は、原電さんの話なんじゃないですかね。そこから先の通信設備については、
2:33:01	については四つ目の話で、三つ目の話、二つ目の話と三つ目の話で通信設備使ってやるんですけども場所どう、どうやってわかるんですか中央制御とコンタクト取れるんですかって話がですね。
2:33:12	ここで見えてこないんでちょっとすいませんが、せ
2:33:18	よし、えっと、
2:33:19	私はそんなイメージでお伺いしたんですけどあと、あとはすいません原燃の方で、
2:33:24	の考え方を整理していただければと。
2:33:29	根井広木でございます承知しました。はい。その考え方を整理しまして、10 ページに例示する、或いは 11 ページと申しますのは、保守点検、10 ページですと保守点検がないので、
2:33:42	11 ページですと、この中に入っている設備で保守点検がございます。
2:33:47	そうしますと運用管理等が明示された図書等がございますので、そういったものから説明ができるかなというように考えて、
2:34:01	昨日のサイトウですそう、今申し上げた 2 点についてすいませんけどもちょっと説明、説明をですね補足していただければと思いますよろしくお願ひします。私からは、この私的な事故 5 番については以上です。
2:34:18	はい、セトイトウです。よろしければ次に、
2:34:27	と、
2:34:28	久貝海宝で、
2:34:31	監視範囲の話です。
2:34:36	それで、
2:34:41	まず基本設計見直し案、江藤火災防護上重要な機器等、重大事故大施設及び発火元となりうる設備、
2:34:51	ていうところはわかるんですけど、この全体的にっていうのはどういう意味合いでつけられてる。
2:35:00	人は違う。
2:35:14	現在ヒロキでございます。
2:35:15	はございません。これも日本語になってしまいますけども、普通の監視と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:21	普通の会社というようなちょっとぴんぴんと、
2:35:24	ないんですけども具体的な何か、例えば、この全体的にとって、
2:35:30	家、
2:35:31	ランク付けない場合とつける場合と何が違うんですかっていう話なん
2:35:38	で、 現在ヒロキでございます。ここで全体的に記載しておりますのはのす
2:35:50	ね設備をターゲットになってるその設備自体を、 全体的にグループも網羅してってというようなところで、表現的に全体的
2:36:01	にとっていうように使っております。なくても設備を監視できるようにとい
2:36:14	う、 ことでも、まず満足はいくと思います。ただ我々は、今申し上げた通りで
2:36:21	す。 江藤イセということですよ。すいません意味合いだけ確認したかったので
2:36:23	とりあえず、はい。わかりました。 それで、
2:36:29	このページで確認をしておきたいのは、実際監視対象としている。 火災防護上重要な機器とSA施設発火元となる設備ってというのはこの
2:36:35	3、
2:36:36	どれなの
2:36:40	海水ポンプ室だと。
2:36:42	それぞれ該当するのはどれなんですかっていう。
2:36:56	懸念の三つです。
2:37:00	まず、再防護上重要な、ちょっと、
2:37:09	排水。
2:37:27	の上で、
2:37:43	はい。
2:37:44	てことはSA施設はここにはないという理解でいいですか。
2:38:09	記事
2:38:22	を
2:38:23	今、
2:38:24	言われたのは、DGSW
2:38:28	との認識、
2:38:34	リリース等流にイシイヒライ上の人と、
2:38:38	木田リリースも交えて、RFSも強い。
2:38:42	右下のチャンスあるHRSの好み

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:48	はいわかりました。
2:38:50	要するにそれが監視範囲、この海水ポンプ室は監視範囲となって、
2:38:57	まずっていうところが、
2:39:01	スタッフ。
2:39:06	傍聴で書いた。
2:39:16	そうですねそしたら平面図の方にこの監視範囲ですよってということで、
2:39:36	下、
2:39:37	等、
2:39:38	いただいた。
2:39:41	内容について、
2:39:42	監視範囲、
2:39:53	が五つです。
2:40:00	三つで表現した
2:40:04	屋外開放って確かもういい。
2:40:07	なんでしたっけ上暑う何とか。
2:40:08	があって、
2:40:11	それは、
2:40:17	それもう、同じようになんか監視範囲どれですかっていうのを確認したいんですけれども。
2:40:20	補足の中にあります。
2:40:23	見た覚えがあるんですけど、
2:40:31	スペース、
2:40:39	以前の三つですと図面で申し上げると、608 ページ。
2:40:40	はい。
2:40:46	608 ページで、これも要するにこの
2:40:54	この場所、火災防護上重要な機器とは何で重大事故対策下なり 8 ヶ月
2:40:59	なり設備は何言って、
2:41:07	位の情報は、
2:41:10	書いてあっていいのかなと思うんですけど、今口頭で説明できますか。
2:41:15	を、資料への反映については承知いたしました。
2:41:19	今口頭で回答すると、
2:41:21	高圧電源車と書かれている。衛藤。
2:41:34	左、
	下の平面図であると高圧電源車と書かれ、
	当発言

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:40	についてはこの6台、
2:41:43	廃棄設備等です。わかりましたんでこれを監視できるように、
2:41:48	なってますよっていうのが一応、
2:41:51	下のA断面、
2:41:55	はい、わかりました。
2:41:59	等、
2:42:01	うん。私からは指摘事項No. 6は以上です。
2:42:07	それぞれさっきですか。
2:42:09	指摘事項No. 7にいきます。
2:42:12	ここのオペフロと、
2:42:16	スズキ貯蔵建屋について、
2:42:20	訂正化されたと。
2:42:24	ごめんなさいちょっと図の見方を教えて欲しいんですけど、この赤い線、
2:42:30	いつと、
2:42:32	はい。
2:42:34	細井線。
2:42:35	が引いてあります
2:42:36	これは何より
2:42:38	テール線、
2:42:45	下の日です。赤い線は各カメラの監視範囲を示して、
2:42:52	この、この感じすみません
2:42:57	セトイトウです。
2:43:00	監視範囲、
2:43:02	何か例えば、
2:43:04	折れ曲がってるような線がありますけどこれはどこの、
2:43:09	この感知器の監視範囲。
2:43:17	モリタそれも上がってるやつ。
2:43:19	藤元
2:43:21	層で
2:43:24	えっと、
2:43:26	真ん中辺で折れ曲がってる。
2:43:30	曲がってる
2:43:33	右の、
2:43:35	アベ面も下側、
2:43:37	の青井。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:40	この感知器があります。
2:43:44	背面という
2:43:46	これは、
2:43:49	この場所から左下を、
2:43:52	この間、
2:43:53	けど、その右上のところからこうせん。
2:44:05	血イトウですちょっとどれがどれかっていうのは正直よくわかんないんですけどこの図は要するにこの細かい線が監視範囲になっててこれで、オペレーティングフロア全体を、
2:44:17	カバーできてますよっていう図面によろしいですね。
2:44:23	理念の三つです。
2:44:29	わかりました。
2:44:32	すいません。
2:44:34	とりあえず私からは以上。
2:44:39	ステッキ事項 8 番について、
2:44:42	煙吸引試験設備についても、一応書いてある内容は、
2:44:48	わかる。
2:44:55	ありますか、空気の流れがあってもつぎ込んでいるから、
2:45:05	普通に煙感知器を置くよりも、
2:45:09	ケースⅡ。
2:45:11	なんか性能的なところは、上がるっていう
2:45:16	理解で。
2:45:17	そうそうでもない。
2:45:38	県連の。
2:45:39	です。
2:45:40	アナログ呉のものと比べて、
2:45:57	はい、わかりました。
2:46:01	藤。
2:46:03	はい。私からとりあえず、はい。
2:46:07	火災対策室の齋藤です。江藤指摘事項No. 7 について書かれてるところについて、今伊藤からも確認させていただいたんですけど、14 ページのところ
2:46:21	要は 15 ページ見ると話が早くて、1ヶ所 1ヶ所きちっと監視監視範囲を円形で書いてありますよねっていうのはわかるんですけど

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:30	14 ページで曲がったりしてるところ、要は簡単じゃないんでないところって何でっていう話が少し1ヶ所、
2:46:38	何か補足して解説しといていただけると、
2:46:43	わかりやすいかなと思いますんですけど、要は、
2:46:47	理由があって、
2:46:48	こういう形に計上なってるだけの話のはずなんで、そこはそこでもよろしくお願いします。
2:46:54	もうそれはすみません。単なる資料上の見方の問題なので、内容については特に案を、
2:47:01	ないんですけど、
2:47:04	うちの方、
2:47:06	空気の流れによって全体のその空間全体の、
2:47:13	煙を把握しますという考え方については、概ねは理解できる。
2:47:22	ところを確認させて欲しい。
2:47:27	16 ページの、
2:47:29	等断面が、駄目ん。
2:47:32	なんですけど、断面を前提にした場合平面図と比較してみるんですけども、
2:47:39	平面図の左側にある平面図の方は空調キーが、
2:47:43	平面図右側2個偏ってるんですけども、左側にはないということで、まず事実関係としていいんですか
2:47:56	近年のニイツです。
2:48:02	火災対策室の際
2:48:04	ですね、何でそれを機空調キーの場所を確認したかという、断面はこういう駄目になるんだと思うんですけども、
2:48:14	これの駄目っていうのがあると。
2:48:17	でいうと縦方向に駄目引かれてますよね、横方向2断面取った時。
2:48:23	要はその左側についてる煙感知気が、どうやって、
2:48:29	感知するんだらうっていうところをですねすみませんがちょっと教えて欲しいんですよね。
2:48:34	要は空気の流れとして、駄目になってる。
2:48:39	のところを、
2:48:42	どう、どういうふうに理解しておけばいいの
2:48:45	土肥。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:48	要はですねここに主蒸気管トンネルって書いてあってそこに設備の状況もちよっとよくわからないんで多分そっちの左右方向の断面とった時に、
2:48:58	機器の状況とかが多分合わせてわかるんじゃないのかなと思うんでちよっとすいませんけどもその部分をまず1点教えて欲しい。図面で示して欲しいんですけども、よろしいですか。
2:49:30	すいません。元ヒロキでございます。フリーハンドで申し訳ございません。イメージ的には、
2:49:35	こういったようなイメージか。
2:49:39	今の断面からBBでも横で切った時には、タカノイマイ
2:49:52	今の16ページの7-2図ですね、もうちよっと小さくしまして、横あたりに、
2:50:00	今なので、
2:50:00	B、
2:50:02	横断面をですね、ちよっと、
2:50:04	記載、
2:50:06	して、
2:50:09	火災対策室の斉藤です。
2:50:13	場合によっては7-3のところか、言ってることがわかるので7-3の代わりに断面を、
2:50:19	空調機の近辺とあとは何て言うんですかね、断面で言うところの左側、7-1図でいうと下側のところですかね、ところの、
2:50:30	2ヶ所で、板井
2:50:34	確認したいんですけどもよろしくお願ひします。あともう一つ次7のニイズなんですけども、
2:50:40	7-ニイズで空調機があって上の方向に空気が出ますと。
2:50:49	そのときに、
2:50:51	左側の方は、
2:50:54	上の方に上がって行って多分下方向にイクノっていうのは多分押し出されている。
2:51:00	と思うんですけど、日程されてるんであれば押し出されて少しずつって話なんでしょうけども、
2:51:06	ちょっと確認したいのは、この断面図のところの右側のところの、ここでサークルになっているのが、左側に一つあって右側に一つあって真ん中がサークルがちよっとよくわからない。
2:51:18	いうふうになってんですけども右側の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:21	ところなんですけど、これ右側のここ、
2:51:24	ところで、火災がもし発生した場合煙の流れがもしこうだとすると、
2:51:29	どこで検知するんですかっていう非常に定性的な、
2:51:33	確認をさせていただきたいんですけども、ここの場所、多分この右側のサークルを想定するのであれば、
2:51:40	右側のどっかに、
2:51:44	感知器がないと。
2:51:46	多分網羅的に確認できないんじゃないですかっていう非常に定性的なことを確認させていただきたいんですけども。
2:51:52	そどうなんでしょうか。
2:52:13	火災対策室のサイトウ平面ズーで見ると、要は
2:52:17	空調機と空調機の間、
2:52:21	断面で見ると1個あるわけですよそれよりも平面図でいうと、
2:52:25	右側が平面図で上側の部分が上側の部分のところ、野地清。
2:52:31	7図7-2でいくと、右側の部分ですけどね、ここをどうやって、
2:52:36	MB関知する形になるんですかねっていうのをすみません、教えてくださいということです。
2:52:42	もしあれでしたらずーとかで示していただくのかそれともやっぱりその、
2:52:47	空気の流れを考えた場合、ここで本当にうまく感知できないのであれば、そこは
2:52:54	感知できるように、考え方を少し整理するのかどっちなのかよくわからないんですけども、
2:53:01	ちょっとそこの何か網羅性という観点ですね。
2:53:05	確認をしたいんですけども、私の
2:53:09	確認したいイトウは、すみません、わかりますでしょうか。
2:53:15	現在ヒロキでございます。
2:53:17	必要がおっしゃられたような、今の7-1、傷でいきますと、
2:53:23	上側のR27アノ8メーターって書いてある。
2:53:28	その下辺りに、
2:53:30	かなっていうふうには理解し、
2:53:33	7-3で、概要でちょっとご説明してる通り、風はあるものの、煙は上に充満するということで、
2:53:42	上の近傍辺りで火災が発生した場合にはその煙に寄りまして、それが天井充満してきて、その下にある二つの三角形ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:53	ケビキ認識のどちらかが、検知するのでは、空調機に近いところで風があるからということになりますと、右が左側ですね左側の
2:54:05	旧銀行の方から吸い込む呉というように、我々が考えております。
2:54:14	火災対策室の齋藤です。私としてわあ確認したいのは何かというと、要は網羅的にきちっと確認できるのかってことなんですよねで、
2:54:26	実際には2種類をここ付けるという話でねII感知器をもう一つつけてるわけですよね。はい。地図で、
2:54:34	炎のあるパターンとフォローのないパターンで、両方とも感知できるようにするっていう考え方でその二つを選択されてるわけですよね。ほのが、
2:54:43	ある場合とかであればおそらくその熱感知器とかでも感知することになるんでしょって話になるんですけども、オノがないようなパターンも歩道の
2:54:52	感知、要は煙でブツブツくすぶってるようなパターンですよね。その場合だと、感知するのにあたって、それは次第に感知していけばそうなん。次第に煙の量が多くなっていけば今の説明みたいになってくんでしょけれども、
2:55:05	多分今のこの空気の流れの説明からすると、
2:55:09	それより、図の7-2も、空調機が、右側の空調機があるところの左側の天井面については多分網羅的に、
2:55:17	感知できるの。
2:55:18	できますと、
2:55:20	いうことをこの空気の流れ使ってご説明いただいていると思うんですけども、この右側のところについては、要は一度もう一度右側の空調機の中に入ってから、
2:55:31	それからそっちに、もう1回上に上がった場合のパターンしか想定してないわけですよね。
2:55:39	要はそこにたまっていくっていうよりも、いや今のこの空気の流れからいくとそういう話になりますよねとそうすると、
2:55:46	右側例えばですけど、いろんなパターンあるんですけども、要はその適切に、
2:55:52	感知できるようなところに、
2:55:55	あれば例えばその空調機の手前とかであればそういうふうにわかりますよねとか、そんないろんなパターンあるある、あり得るわけですけどそ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	こどうやって、この網羅性の部分を、ご説明していただけますかっていうだけの話なんですけどもね。
2:56:08	イメージとして私が申し上げてるイメージとしては、
2:56:11	共通理解とれますか。
2:56:17	ヒロキでございます。
2:56:18	はい。7-1 図の平面図をですね、使いまして、7-2 は空気の流れになってございます。同じように平面上でですね、
2:56:31	7-1 の中央上の中央辺りで火災元火災が発生したというような想定の方印を、
2:56:39	記載して、このように流れるであろうというものをイメージで、作成したいと思ひ、
2:56:48	火災対策室のサイトウでイメージというか要は定性的な話できちっとその
2:56:54	もれなく確実にきちっと確認できますよと。
2:56:58	いうことを、すいませんが、ちょっと理解できるように説明してください。よろしくお願ひいたします。
2:57:07	エネヒロキでございます。今の火災に対する感知ですね、トンネル内の一番左側ですね、につきまして説明させていただきます、
2:57:20	私からは以上です。
2:57:26	はい。ほかに全体とせ規制庁側から確認っております。
2:57:32	よろしいですか。
2:57:34	等絶対通して、日本原燃側から何かありますか。
2:57:41	よろしいですか。
2:57:47	年齢モデルちょっと先ほどの齊藤さんの方のご指摘の確認ですけども、
2:57:52	まずこの
2:57:55	トンネル敷く
2:57:56	火災の発火元としまして、この空調機しか
2:58:01	考えておりました、
2:58:03	例えばその空間の中央とかに作業員がもし火災とかっていう、
2:58:09	ふうな仮定は、
2:58:10	硬い審査、
2:58:12	もういらぬのかなというふうに考えてるんですけども。
2:58:15	そこは、
2:58:16	ぐらゐの認識は間違ってますでしょうか。
2:58:19	火災対策室の際、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:21	火災防護審査基準に従って設置するのであれば、火災防護対象機器のあるところについては、基本的には空間全体で漏れなく確実に把握してくださいというのがバックフィットの
2:58:35	断面図を横方向で、駄目にとって、
2:58:39	方法で示してくださいと、その中に機器があるのであれば示してくださいと。
2:58:44	申し上げているのはそれは空気の流れを確認したいだけの話であって、それが可燃物さえあれば、空間全体の中で網羅的に確認するというのがバックフィットの趣旨だということだけは申し上げて、
2:59:00	入ってる。
2:59:10	ありますと。
2:59:11	一応時間もきて、
2:59:12	共通認識とれてるかちょっとところ確認しておった引き受けがなければ、ヒアリングはこれで今日は終了にして、また
2:59:20	ちょっとその共通にとれてるか確認したい点があればまた個別にご連絡いただければと思い
2:59:27	よろしいですかね。
2:59:31	はい。
2:59:32	あとちょっとスケジュール感の確認ですけど、
2:59:37	10月、
2:59:43	等、
2:59:45	今日のヒアリング踏まえて資料充実できる範囲で充実いただいて、
2:59:52	ちょっと次のまたヒアリングですかね
2:59:55	一応は次のヒアリングも日程を調整してますけど、場合によっては、資料の準備がちょっともう少しかかるので、できれば例えばちょっと日程リスケしてとかっていうのがもし希望があるのでまたご連絡をいただければと。
3:00:10	というところろうですかね。
3:00:14	ちょっとまずは今日の話の踏まえて資料充実いただくのはどれくらい時間かかるかっていうところをちょっとまずこちらの方でもご検討いただいて、またご連絡をいただければと思うんで、
3:00:24	そういう意味では今日のヒアリングの前半ですかね。要は会合での指摘事項に、簡潔に全体的な部分の話に関しては
3:00:35	それは並行して進めていただいて、必ずしも次の審査会合に間に合わなくてもっていうところだと思います間に合えばベターですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:42	というところだと思いますので、まずは前回の会合に関するコメント回答というところの資料、事実関係をちょっと充実いただいて、また確認をさせてもらえればと思ってます。
3:00:55	そういうところでちょっとまた社内でご検討いただいて、スケジュール感を見直す必要があればご連絡をいただければと。
3:01:02	よろしいですか。
3:01:11	現在ヒロキでございます。今西井さんおっしゃられた補足、資料3の伊東さんから
3:01:21	説明、
3:01:21	事実確認があった状況整理。
3:01:24	これにつきましては、再度ご説明が必要かなと思ってまして。
3:01:30	これについては、できれば、会合前となると、今週金曜日6、6日の日に江藤バス7×三角三角こうしたよということ、
3:01:41	ご説明差し上げた方が、
3:01:43	かなと思ったんですよ。間に合わなければというところが、
3:01:46	もう時間的に余裕が、申し訳ございませんあるのかなと、ちょっと認識してしまっただけなんですけども。
3:01:54	局の何て言うんですかね実は今回のその申請。
3:01:58	直接の申請範囲2あんまり関係しないというか、結果が変わらないところかなと思ってまして要は従前の基本設計方針でどう適用するかっていうそういう話ですよ。
3:02:07	なので、端的に言えば別に間に合わなくても、間に合えばベターですけどっていうそれくらいの感じだなと思ってます。
3:02:14	どっちにしてもいずれにしても我々事実確認をしますのでっていうタイミングは別に会合間に合わなくても、
3:02:21	間に合えばベターですよっていう話じゃないか。
3:02:26	原電、広木でございます。了解しました。
3:02:30	はい。規制庁ニシウチシマどっちにしても要は申請書は変わらないっていうそういう理解かなと思っている中での確認なのでっていう前提ですかね。
3:02:40	はい。
3:02:41	他に確認しておきたい点あります。スケジュールでもヒアリングでの確認事項でも含めてですけど、よろしいですか。
3:02:51	はい。
3:02:53	発電所側からもよろしいですかね全体通して何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:00	ペースこちらからも特段ございません。
3:03:03	はい。今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。